

145  
6  
223

倭文麻環

三



倭文麻環卷之五

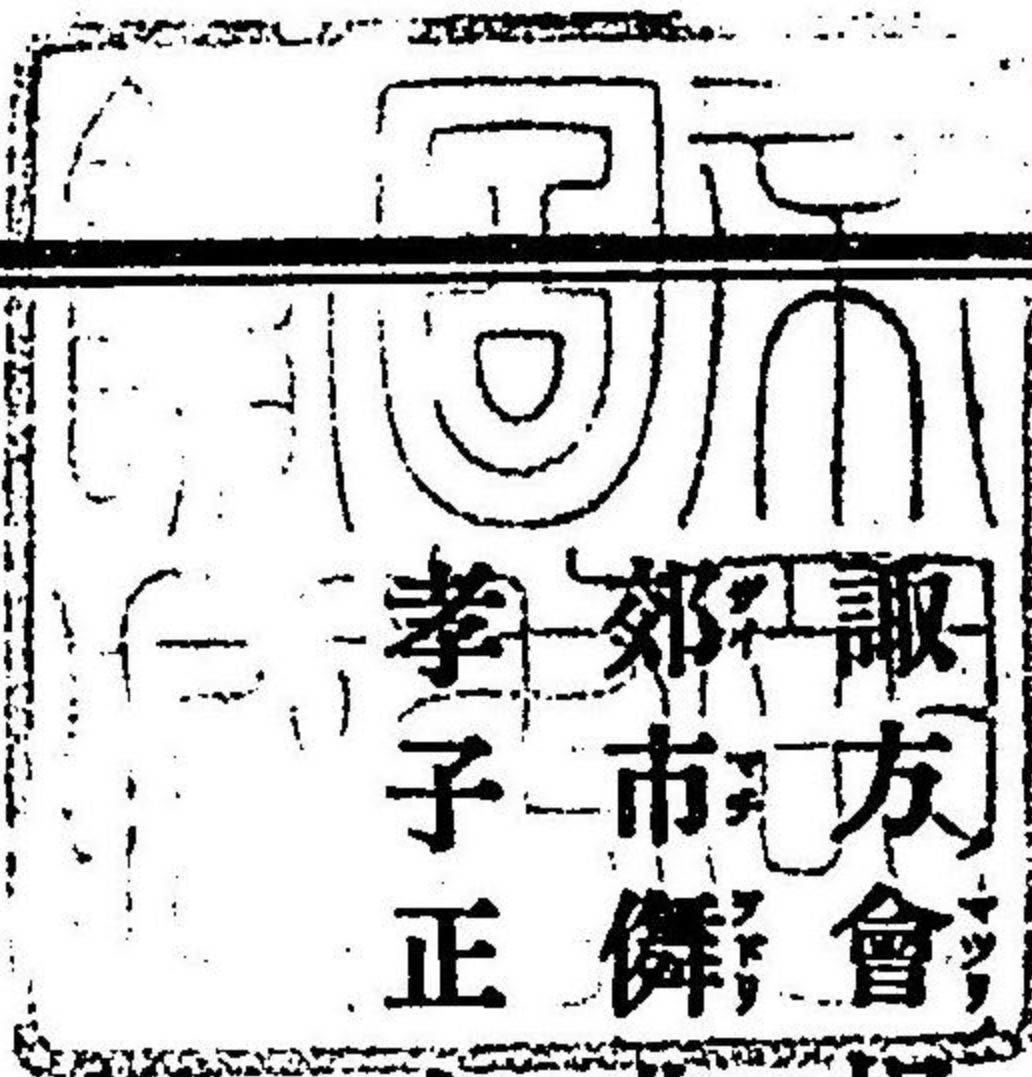
目次

諏方廟顯靈

諏方會相撲并鞆鞆國

郊市儻曲并上町來由

孝子正右衛門



大正  
10. 6. 2  
購求



倭文麻環卷之五

諏方廟顯靈

諏方大明神といひしは古事記に大國主神の子事代主神の弟  
 建御名方神にて其記に千引岩を手末撃て科野國の洲羽海に  
 到りて此地を除は不行カ他處ニと見えし大神なり按に續紀養老  
 五年六月割信濃國始置諏方國天平三年廢諏方國併信濃國と  
 あればいにしへは一國にてありしならん又神名帳に信濃國  
 諏方郡南方ナカ乃美神社二座大神とあり是也文治二年 太祖公  
 信濃國鹽田莊を拜領おはしましたればむかしの例もて其地  
 主神を奉崇なし給ひしを 道鑑公にも同國太田庄を御増封  
 ありければ此御時に御當國出水の山門院に初て御勸請なり  
 蓋しその初國知らず地主神を尊敬し給ふ所なるべし其後  
 齡岳公鹿兒島に移らせ給へるに及びて諏方神廟を今の地に



鶴江崎より見物する殿の  
湖を七月朔日あり祇園濱  
より白帷子を着替りて浪花  
の向く時海の中を走りたる  
る五子浪をりをなせ



むろー伊奘諾の尊憶の原に  
降りたる海の中に拂濯給ふ  
の故事あり

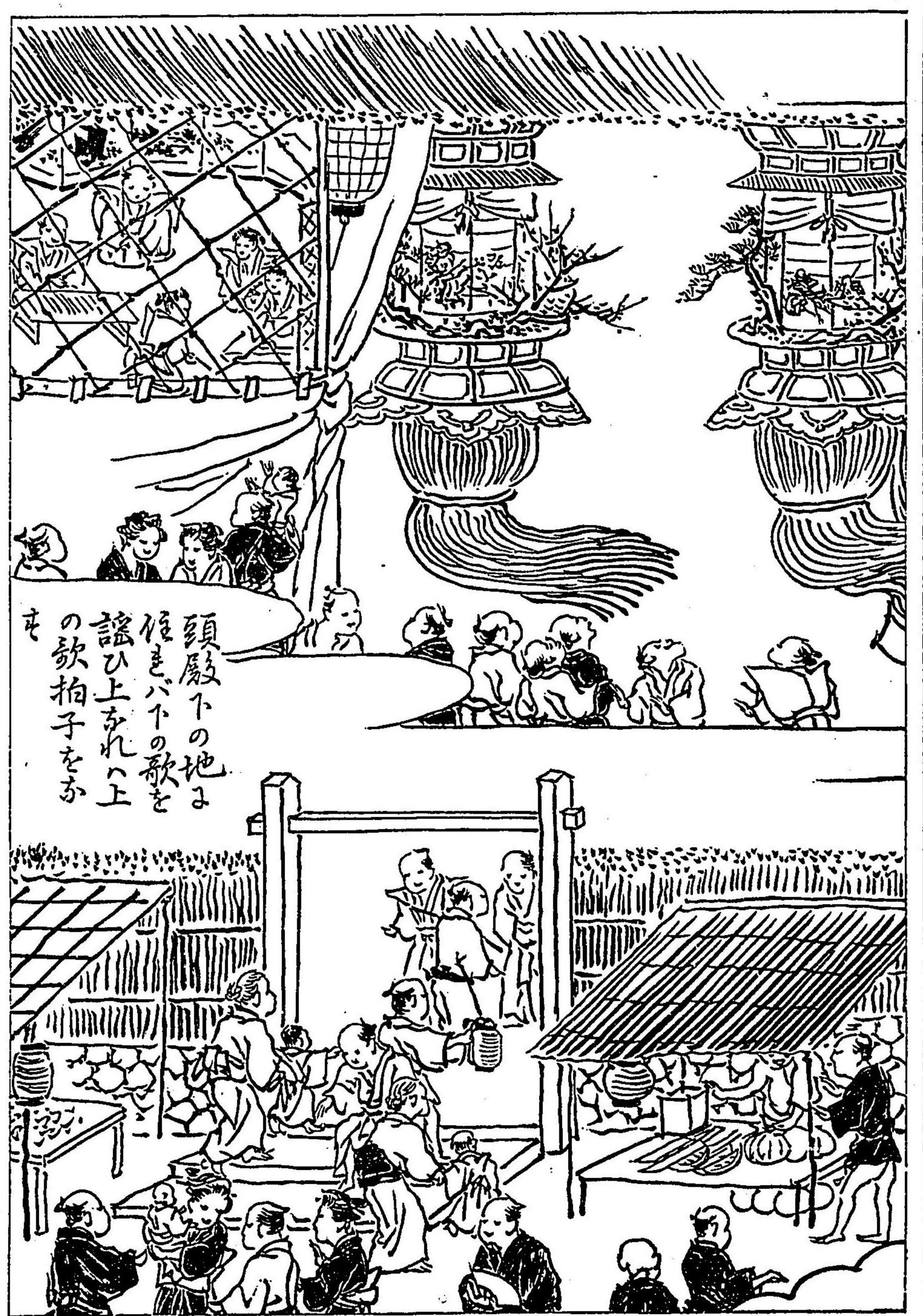




七月朔日より  
十九日迄は夜  
を慰人為こ  
士踊の拍子と  
なす



頭屋のまゝ夜  
せを出す



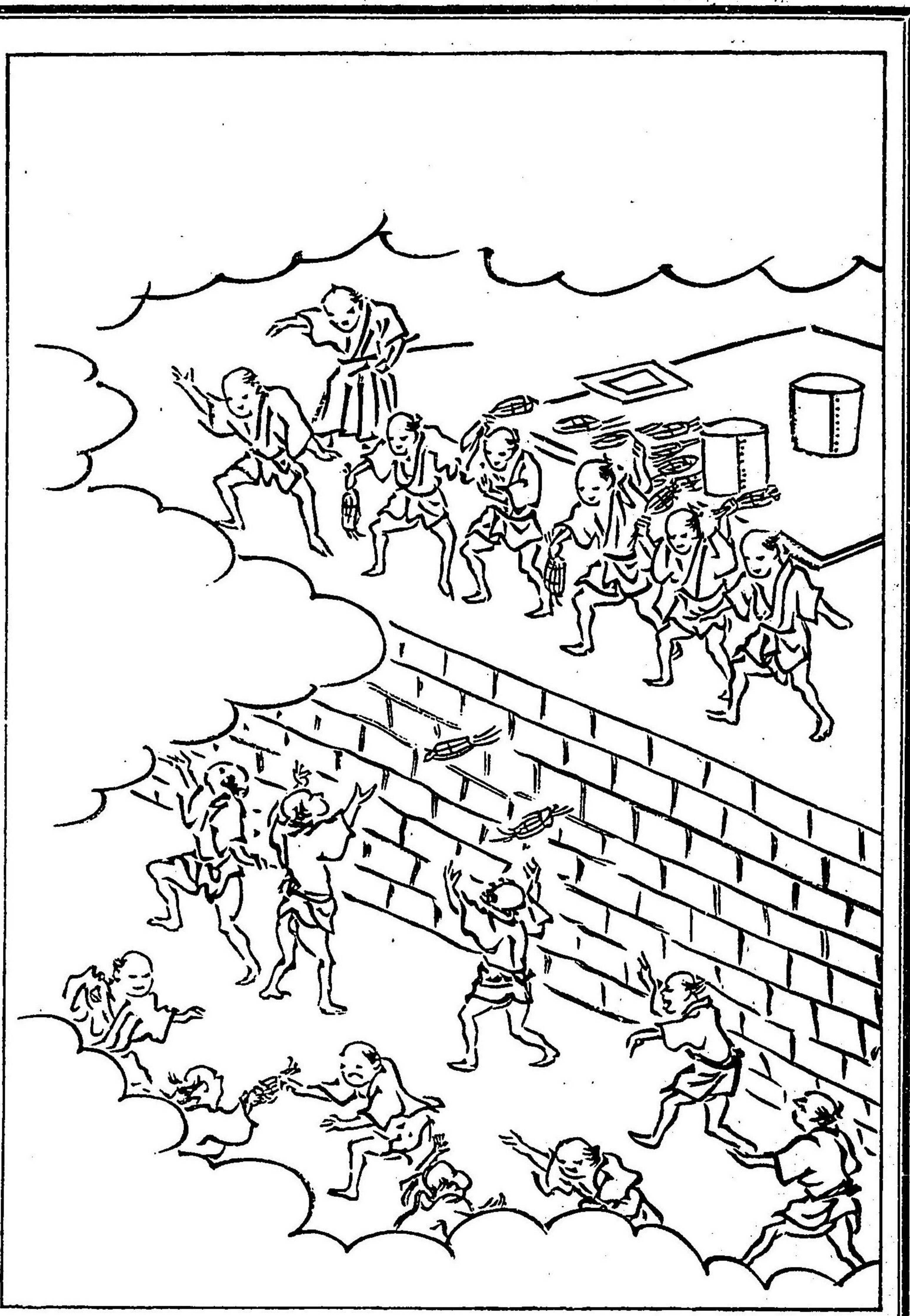
頭殿下の地  
はきハ下の歌を  
謡ひ上をれハ上  
の歌拍子をか  
す



遷座なされ本府の宗社と崇められ九代 大岳公左右頭殿居  
頭役以下を立て主戸の齋場を設け五月祭よりして秋七月二  
十八日の大會行はれける是日三大幣を捧持て左右頭殿を勅  
使藏人頭に擬へ居頭を上使に比し御代參は 公使とす惣じ  
ては天下太平國家靜謐の御祈をば凝らさせ給ふ所とぞ聞え  
ける五月祭はいづれの神社にもある事なり五月は田穀を地  
に播すの最初なればいにしへは専ら五穀の豊登を請ひ願ひ  
給ふなり七月を穗見月として五穀の成就を祝ひ禱らせられ  
てこの月をもて大會行はる天下國家の平均なるも五穀成就  
し金銀世に給足はひ上下萬民富饒ならざれば國ありても天  
下ありても祭政の根本立ざるを以て殊にこの祭事を大切に  
行れしと見えたり本府諏方の大會に贅籠といふを行列の前  
に荷ひ行き贅打といふ事あり贅は稻魂米を炊きて爲るもの

本稱にて大むかし天津日嗣を譲らせ玉はん爲め吾齋庭の  
稻穂を皇太子に任せ給ひけるをば御國譲りと申す因て御即  
位ありては新嘗大嘗の大禮行はる嘗をにへともなへとも訓  
めり則贅籠の贅も是に同じ是より轉ては生類の肉を生贅と  
唱ふるなりされば鎌倉の時に武家の格式と定められ正月の  
吉書てふものに神社を修理し年貢徴納の事を書せらる年貢  
を徴納せらるは即天が下の稻穂を任せらるの故實を取  
り用らるゝ縁故とぞ天が下の稻穂を納め知るしめし玉ふ任  
は天子の御大職にて諸侯太夫士に至り今は田地の稻穂を納  
むるを知行高といふ神事行はるゝには其故實を傳へて五穀  
の豊稔を第一とせられて天が下より諸國の民百姓飢えず寒  
えず安らかに世を渡らんやうに朝政を行はせ給ふ大御法を  
本とせらるゝをば祭事とぞ申ける本府の諏方會なども始は







頭取神馬とて七月廿日  
所より官馬二匹を頭取の左  
右より引出して左名の園取  
まゝに毎年その引掛し  
く左方の園を取らば遠  
へまゐることこそすまへ  
日陰殿取方の祭と  
とあり神前子指  
て後左名の神馬は  
白幣を結ひ付け神  
殿の大鼓を打て  
相圖は馬を走らせ  
安養院は走らせ入る



護國山東福寺  
安養院の園は  
はる途取方の神  
事とありの寺よ  
り引  
受て奔  
走まよ  
し大  
地を  
七  
百  
餘石  
り多  
の式  
あり  
そと





信濃の本社の祭法に則とられたるものにて今は訛も廢れも  
しつべければ近郊の農夫ども是日贅打などいふ故事を傳へ  
つゝその苞の中に小子の魚を納て投散す事あり是を拾ひ取  
りし者共その小子の多少をもて當年の豊凶を占ふなどいふ  
はその始め五穀滋登の御祈り行はれし禮の遺れるさまにて  
ぞありける其本の意を詳に解きなんは事いと長ければ省し  
つさてこの御社のむかしは社頭の前を馬牽き通ることさへ  
禁ぜられ祀場内に汚穢不淨の事出來ぬれば都府の中にはそ  
の解除の法など行はれて萬に敬を用ひられぬ兼ての事とて  
敬をば用ひざるべき事ならねども分けて五月祭より穗見月  
に至り齋戒の令を傳へられ唯その祭事に與れる者のみなら  
ず府内にもおのゝ敬の禮を行はしめらる是民の心をして  
敬畏肅慎の誠を失はしめざる所以にして民を御するの術と

申すべし去かるに今は七十年前の事なり上方限の壯士等は  
夜毎にこの諏方の廟前に集りて夜をも話し明かし日々に來  
りて會談の所のやうになし來る風俗にぞありける或日數十  
人例の如く取聚りて物語しける時一人の壯士後谷正平の名  
は文書に見えたりの者なるが親族の野邊送りして歸りさまこ  
の社の衆會に來りていふやう今夕はおのれ送葬の見立に行  
き菩提寺にて和尚坊主が阿呼いふを聞きたり例の死ぬ食ふ  
くの諷經よりはいと物をかしう作りたりなどいふを衆人  
倡某めその阿呼を眞似呼はれおれらは奠茶鎖籠の役を學ば  
ん某は松明持つとなれなんといと噪ぎたちて社の内にて六  
道廻りの形をなしこよひ阿呼の句覺えたりといふもの扇子  
を拂子とし大圓相を一廻しオモシ惟れば新歸元といふも果てぬ  
に大雨降り來りて車軸を流す音す實は雨はふらずあはやと



訴方届前より凶儀の真似を  
なす  
脛競ハ相共より脛を出し合せて  
勝負をあきらめぬ也

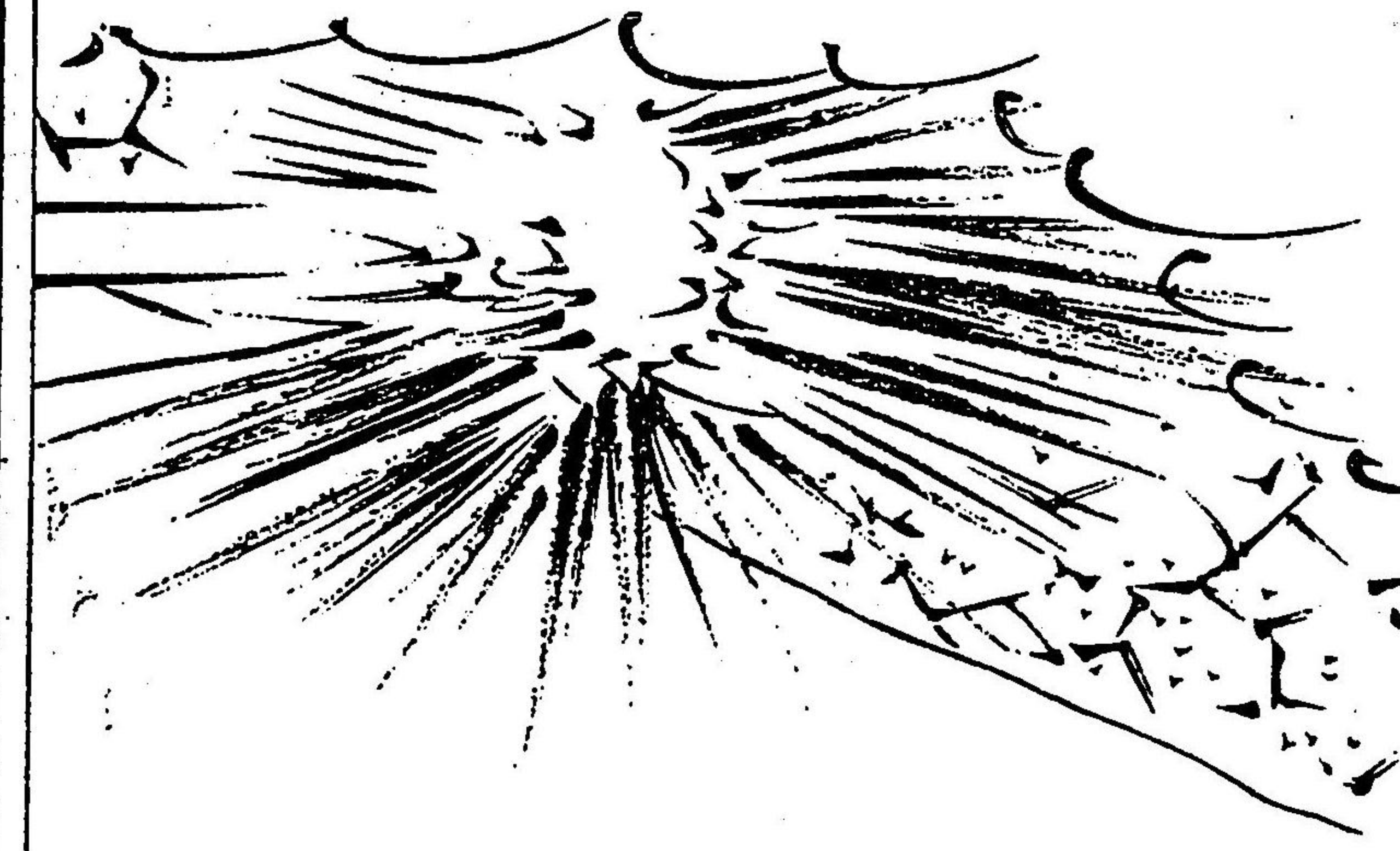


脛の皮の強きを  
自慢してたゞひよ  
棒の先より推して  
て試う若氣のたへ  
むきならん





諏方の内陣鳴動一道の火焔霞出して  
たちよあま院の石垣く當り四方へち。



只今まぐ社  
内は戲謔せし  
者とも逸散し  
敗北也

わづかるといお  
をハ腰うなえ  
大待とまや





おもふ内に只見に内陣俄に鳴動せしほどに壯士共取るものも取りあへず一同に只社の内を逃出したるに内陣より一道の火焰鳥銃の筒より彈を射出すが如く直に安養院の石墻にさつと當りて炎焰四方に別れ散る其音千丈の堤を決て満水の一度にどつと漲り出でたるが如し流石の壯士等も是を見るより或は地に倒れて起上る事あたはず或は走らんとすれども腰痠て歩む事を得ず暫時絶入るばかりに魂を失ひやうく目に目を見合せたるに刀を帯びたるは脇差を落し脇差を佩きたるは草履を着ず有りければ曉方に匍匐社の内に立ち戻りて刀脇差を取り逸足出して二言とも物いはず各家に歸りける翌日相集りし壯士共思はずも於神廟死穢の狀態を犯し剩へ凶禮の真似をして神明の怒に觸れたる咎を後悔し諏方の神主本田某を頼みて神樂を奏し解除を課せおの

くが罪を謝したりける是よりして壯士等諏方の社内にて夜話し雑座不行儀の事ふつに止りけると今もその事覚えて物語りせり

諏方會相撲并鞆鞆人

俗に諏方の會は氣色計りといふはこの日相撲の式の壯なるを稱ふ也この相撲を學ぶ者兩家共に下町に居住して當日は士烏帽子に直垂を着し家來など召列れつゝ別火所に參候し其場に臨みて兩人裸になり左右に分りたる時犢牛禪を給はれば其傳習の手様をなして雙方より立合狀をなす投も仆もせぬは即氣色ばかりなりさて何とて此神事には相撲取の出る事ぞとその濫觴を尋ねるにむかし建御名方神と申しは即ち諏方明神の事なるが出雲國五十狹の小濱におはしまし

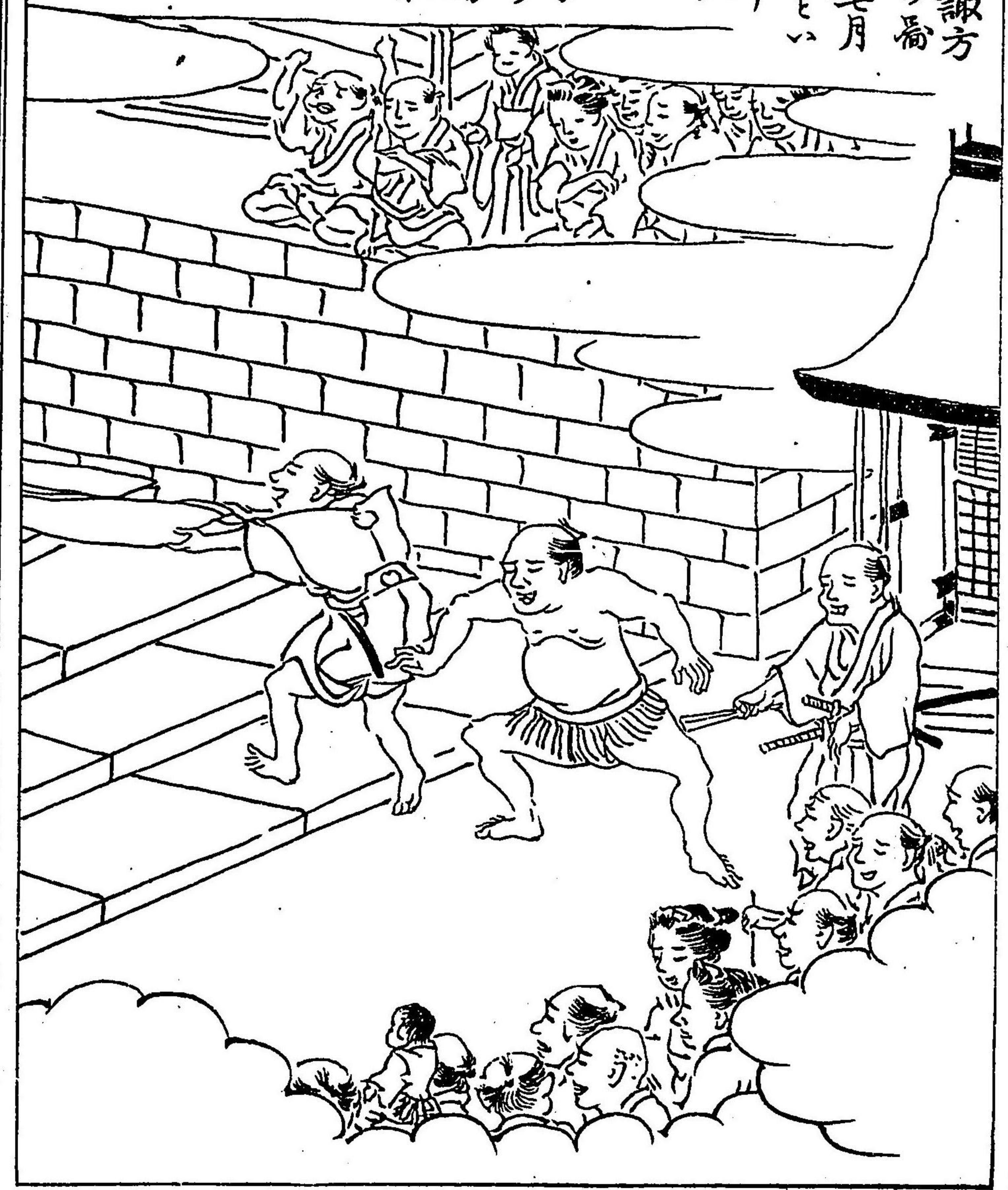


ければ建御雷神の手を取て立氷に取なし釵及に取なされし  
を建御雷神は却て御名方神の手を取て若輩を搯批くがごと  
くに投離ち玉へば御名方神科野の國に逃去れしとあるぞは  
しめなるその手を取るといふより今も相撲の技をすまひ取  
と呼び又何の手といひ手もなしなどはいひ習はしける人の  
代となりては人皇十代 垂仁天皇七年に大和の當麻邑に蹶  
速といへる強力ありてよく鹿角を引毀ち又鐵鉤を引伸べて  
みづから誇ていふやう日の本には我手に立つものよもあら  
じ若しありといはゞ死生を嫌はず角力で見よかしと荒言を  
吐きけれども蹶速が片手にだに叶ふ者一人もなし天皇もこ  
の事を聞こし召して蓋し天下の力士なり然れども渠飽まで  
荒言を吐て傍若無人の行をなすと云誰かある蹶速と力を角  
てその荒言を止さすべきぞと詔あり爰に一朝臣進み出で申

けるは臣承り候は天穗日命十四世の孫に野見宿禰と申す人  
出雲國飯石郡野見邑に候ひぬ實に天下の勇士にして其力手  
引の磐石を手末に撃持て十歩の地を十回して猶重しとせず  
何ぞこの人を試み給はざらんと天皇即日倭直等の祖長尾市  
を使として野見宿禰を喚れければ宿禰勅を奉て出雲國より  
上京す因て當麻蹶速と角力とらしめ給ふべきよし詔を下さ  
れしかば洛中洛外は申にや及ぶ遠きものは聞傳へくこの  
勝負いかにぞやと耳をすましまのあたり見物せんと月卿雲  
客を始として四方より寄屯ふ人々は彌が上に重なりて錐を  
立つべき尺地もなく大内にぞ集りけるさて蹶速といふ名は  
クエの反ケにて蹶足を使ふことの目にも見えぬほど速なる  
より其名に負けせしかば野見宿禰は兼てその構や心得けん  
蹶速と立上りに取結ぶより早く宿禰その右足を擧て蹶速の



七月廿八日諏方  
神會相撲の局  
公事根源は七月  
は相撲の節とい  
ひて天子の御  
覧まを事なり  
女は白は内取  
と事なり  
至仁壽殿は  
出済ある左あり  
相撲人必て勝  
負なり廿八日取  
合あり神事の  
相撲は禁庭  
は準し初終  
は仍かと



山家集  
長月の力何  
はせは勝まは  
りあかきなり  
茂すくたの  
こと





脇骨を唯一蹴り蹴るとぞ見えし蹶速はうんと計り土俵に仆  
れて一吟うめきたる迄にて起きもあがらず死たりける後に  
其脇骨を改め見れば脇腹骨二三枚微塵に碎けてぞありける  
主上を始め奉り見物の貴賤宿禰危しとのみ片づ吞居たるに  
この勝負を見てあゝと感ずる聲まばしは鳴りも静まらず野  
見宿禰には御褒美の祿賜りて蹶速が領邑をも併せて拜領な  
さしめ玉ひしかば時の人蹶速が遺跡を腰折田と唱へける今  
も大和の當麻の良福寺村に此所存りけるこの後禁裏に相撲  
の節會行はれしは平城天皇大同二年七月七日主上御神泉  
苑觀相撲是を節會の初として相撲部領使の職を置かれぬ是  
より先養老三年拔出司といふ者を置れて東西左右より組合  
を拔出すの役目とす新猿樂記に狹間内取大庭拔手と見え年  
中行司歌合に相撲を詠める方わけてことり使の急ぎしは今

日の拔手の爲となりけり又三代實錄に仁和二年膂力の士左  
近衛阿部根繼右近衛伴氏長相撲の最手天下無双とあり最手  
は今の關取の事なり左近衛右近衛と云は天子の左右に近侍  
して非常の戒を守護し奉る官にて元來武力の人を以て是に  
任ぜしめらる因て是に有力の士を撰み玉へり今も左右近衛  
は武家の官途にして軍中などにては就中御側近く武力の士  
を近習に召使はるゝ例なりさて三代實錄の後天下有力の人  
は薩摩氏長といへる者日本一の強力にて相撲を取りては六  
十餘州に其の手にたつものなし職人歌合にも我戀は薩摩の  
氏の長なれや片手にだにも合ふ人のなきとよみたり新猿樂  
記に六君夫は名高き相撲人なり母方は即ち薩摩の氏長の曾  
孫なりとも宇治拾遺に甲斐國相撲大井の光遠はいかめしく  
力つよく足はやくみめことがらをはじめいみじかりし相撲



山の寺新納忌四郎  
の辨辨



この辨<sup>は</sup>何<sup>も</sup>なり  
やま

鼻高<sup>の</sup>夜ま<sup>の</sup>  
辨<sup>は</sup>



川邊宝福寺俗<sup>の</sup>山のちと  
唱<sup>は</sup>山<sup>の</sup>絶頂<sup>の</sup>何<sup>も</sup>なり  
十年二月二日回祓<sup>ま</sup>



なりければ妹に年二十六七ばかりなる女の眉目ことながら化粧もよく姿容も細やかなる有りけり此女を盗人の質にとりて腹に刀をさしあて、居候を兄の光遠がいふやう其の妹は薩摩の氏長計りこそは質にとらめといひてあやしともせずと見え又太平記卷の八に云赤松圓心の土播磨の國の住人妻鹿孫三郎長宗と申すは薩摩氏長が末にて力人に勝れ器量世に超へたり生年十二の春の頃より好で相撲を取りけるに日本六十餘州の中には片手にもかゝる者なかりけりと書したり本藩有力の士世に聞えしは限りなし新納悪四郎久顯は志布志大慈寺に在りし時其寺に懸りし雲板を拗曲て見すべしとて一拗れぢたれば其まゝ曲りしとて現に其物残りたり後に川邊寶福寺に逼塞せし時悪四郎みづから米舂し杵今もあり直人は持ち扛る事さへならぬ程なり近年には出水郷米津

の産泉川といへる相撲世に名高し和名鈔に本朝相撲記を引きて占手垂髮總角最手助手等の名別を出し亦立合相撲の長と見えたり相撲の長は今いふ頭取なり立合は今いふ行司なり又新猿樂記に六君夫強力勇悍而奴手無競者内擲外擲巨繫小頸小脇逆手等の上手也佐耆希雄品治此男丹治是平紀勝岡近江薑伊賀枯丸等皆相撲取の名を出して此の外に最手占手諸國貢御の手合の者も皆六君の夫れに敵せずと記るし四季物語に鹽手千鳥手鴨入頸といふものは相撲の手技なり後々に大腰高裳などいふが如しかく相撲の技は神世より權輿し朝廷の儀式に入られしかば今に至りその技を傳ふるものは俳優妓娼の匪類に異なりその身を律すもおのづからその據あり又肥の長崎にて此間の人と唐人及び紅毛人と相撲を取り見るに日本人は唐人紅毛人の八人力も勝れり一人して敵



野見宿禰ノミノスツミ  
土師管原之祖也

二人角力フタヒトカウリキ



當麻蹴速タマシヤウソク

二人之像大和國  
其初古藏之據





二人を受ても口能なく投付ける程に唐人ども残念がり齒切  
をなして取りかゝれども逆も叶はずと語れり何故に唐人は  
かく非力にやといふに此間の人は難有瑞穂國の稻米を食ひ  
込たる故なり唐紅毛の米は日本の陸稻より劣りぬる薄味な  
る穀を食としぬる程に力もつれて弱しといへりされば外國  
の夷狄ども縦船の上にて飛道具などこそ達者には使ふべけ  
れ陸卸きたらんには日本人に摺み倒さるべしと申ける實に  
かゝる目出度皇國なれば東海の一小島にて萬古不易の神國  
と外國より恐をなして寄近づく者なしそれほど彌外侮を禦  
ぐべき武備を嚴にし給ひ治まるにも亂を忘れず安うして危  
をおもふの道を行ひ給ふ御事なり此事唯外賊に備へ給ふの  
戒とのみにはあらず人亂を忘るゝ時は武事に怠り危を思は  
ざれば永久の計に暗く終に君臣の義理に疎く只町人のやう

におのれくは家を富まし身を保つ的情欲に陥り風俗亂れ  
立て果ては國家の困窮を引出すに成立つが故なりとぞ又皇  
國の北方に當りて國あり夜叉國と云此間の人呼で赤蝦夷と  
稱ふ國史には靺鞨とも肅慎とも見えたるなり元正天皇養老  
四年津輕司諸君鞍男六人をば靺鞨國に遣はされて其風俗を  
觀給ひしことあり是即ち今の魯西亞國なり清の一統志には  
鄂羅斯と見えたり昔弘安四年蒙古の賊船我皇國を襲ひまぬ  
らせしは彼の開闢より千二百八十二年の事なり此賊の來り  
し頃は中國九州の中にも殊に此西國の騷動只ならず國  
君を始め奉り舉國の上下萬民異賊防禦の手當として筑前博  
多津に馳集り西は甌島寶島のはてまで勤成在番の警固に暇  
なく三代久經公にも弘安七年閏四月御年六十歳にて筑前  
宮崎の役所にて御逝去ましくける程の御事なれば其餘の



魯西亞國輕卒圖

凡ソ彼所足輕二人ツ、ニテ警固スル者二時代リトス一人鎗一人ハ鉄炮オノク劍ヲ左脇ニ佩ヒ玉藥胴籃ヲ肩ニ懸ル衣ハ濃筋葱羅紗唯太鼓打ハ別服ナリ



魯西亞駱駝圖

重キヲ負コト凡ツ  
千斤疾行コト一日ニ  
二三十里



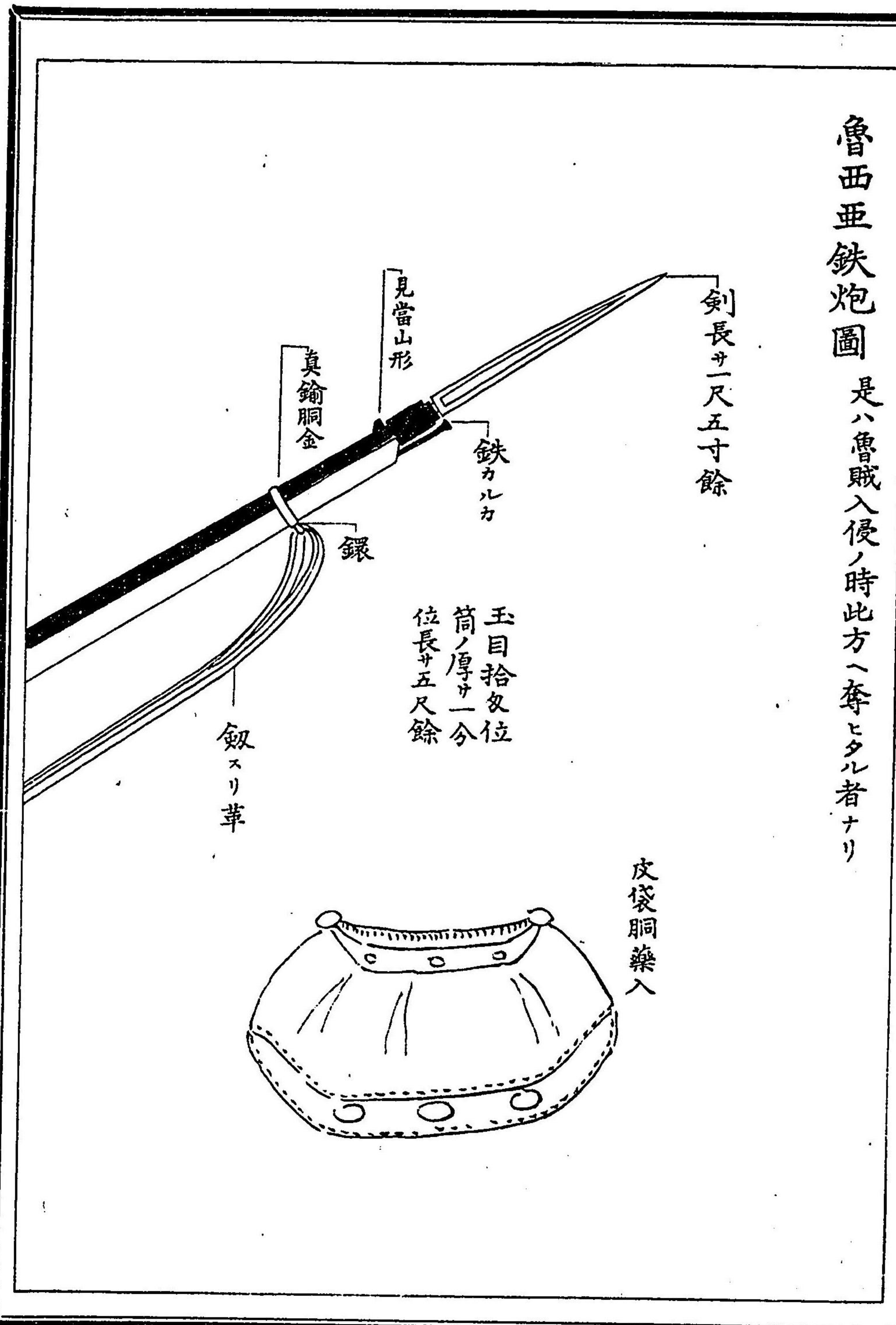
鬚毛ナシ  
頸ハ蛇ニ似タリ

後脚ハ節ニツ有リ  
脊ノ封肉圖ノ如シ

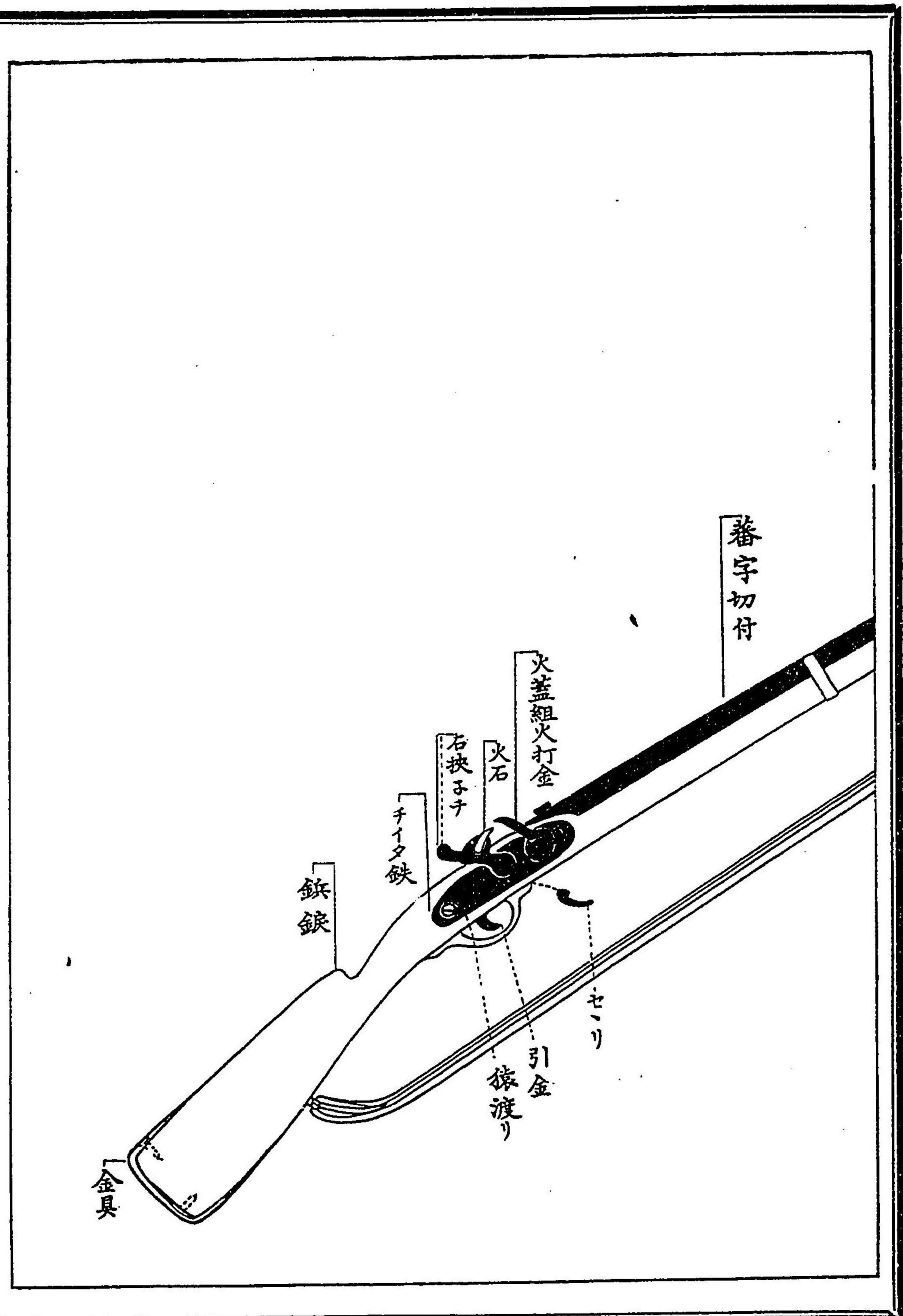


魯西亞鉄炮圖

是ハ魯賊入侵ノ時此方へ奪ヒタル者ナリ



蕃字切付





御家臣巨室大家は申にや及ぶ誠に一天下の憂民百姓の痛とはなりたりける此時久經公を始め奉り御一族町田伊集院の人々國人他家の面々蒙古賊を撃つて軍忠を勵まされ本朝の爲に殊功を立てられし事ども多かれど年代久遠にして其記事なども世に傳はらざるこそ遺憾なれさて夜叉國後には北韃韃までも我部下となして唐山と黑龍江といへる大河を界となして夫れより四大州の中南北西の果て迄ても皆おのが領分となしてければ天下を三分にして其の二を有つとは此夜叉國の事にぞありける皇國は武勇強盛なる國なれば上陸しては手ざしもならずと恐れをなすうちには海陸の運漕を妨げ津々島々などに寇をなしなんこそ心元なきわざなれ渠が軍艦とて海に浮べる大船は陸の如く山の如く堅實にして矢石及ばずと云帆柱さへ十七八本を立て端舟數多を載

せ置き此間の二十三四端帆の海舶などは橋船三艘を下して輓轆して引擧ぐると聞えけりかゝる巨船の海上に二三艘も浮べて往還を遏んには離立の狐島は之れが爲に動擾に及びなんかゝらん時備へをもなし置きてんかし何とて日本人の力つよき事をのみ稱道して止むべきかはと或人の語りける程にこゝにも書しぬ  
附て註す鞅鞅とは北方の狄タタリは革カウもて衣とする故なり赤蝦夷とはその革衣の上に猩々シロ緋などの赤き衣を被るをもて呼ぶなり夜叉とは鬼類の名なり又女眞女直杯いふも夜叉國の名にて唐山人が呼ぶ所此等の説は極めて長ければ畧しぬ

郊市舞曲并上町來由

近郊二十四ヶ名ノの百姓踊は何れの御代に始まりけん詳ならねど十代の太守立久公の御代寛正六年乙酉の歳より諏方



神廟に信濃の本社御佐山祭の式を行はれ鹿兒島近在より輪次を以て調庸役丁の事をなす是今の頭掛と云ふものなりこの頃より頭殿款待の爲に舞踏などを始められけん俗に申傳ふるところは 惟新様朝鮮より御歸朝の時今の踊拍子方を肥前の五島にて稽古被仰付柅木にて踊らせ給ひ其後鹿兒島頭屋へ踊る事とは成りたり因てむかしは五島踊と唱へ歌曲にも五島若衆などの詞ありといへり元和元年六月 惟新様より 中納言様へ被進し御書の内に來月は諏方御祭禮にて何も衆中の踊有之事候得共當年は貴所御留主の儀に候間衆中踊は先づ被差留百姓踊は舊例迄にて小踊にて踊申候て可然と相見得たり其衆中踊は今の櫻島郷士などの雜りぬるが如くなるべし百姓踊舊例までにてとあれば其以前より既に有りたる事知るべし又此間にては諏方神を祭る神主を頭

殿と稱する故に其齋居所を頭屋といひ其屋の高きほどに柵と俗稱すれども信州にては穂屋と稱するよし藻鹽草にも往古は勅使を尊敬の爲に新に茅艸もて假屋を作ると見えぬその芒などの穂とも質素の草葺なれば穂屋とはいふなるべし新式秘鈔に穂屋作るは諏方の祭の事なり諏方祭は年中七十五度あるなり其一三佐山は山城にも有れど本所は信濃國御射山と記し夫れ木集金刺盛久歌に尾花さく穂屋の廻りの一むらにまばし里ある秋のみさ山と詠みたり然ば此間の頭やも穂屋とこそいはまほしけれ櫻島の名は本朝文粹宇治拾遺などに見えそめて歌は西行法師が波のぬれ衣と詠じたるや始なるべき本朝無双の絶景なるよしは橘東逸が西遊記に載せたりこの一郷十八ヶ村を旋まはし一年に二三村づゝ組合て府下に渡り來りて頭屋踊をなす中頃は絶てなかりしを寶



七月十八日頭屋能  
琴月公の御時より始  
りて中侍女或年女の  
髪を剃る所とて  
の髪を開きたるは髪  
の毛はさかしく逆  
立まふの怪を乞  
まきしは死人の髪  
をひて作るおま  
りしとて





頭屋より山燈籠とく  
青赤切まきの丸燈籠を  
掛け傳へ給ま昔し彦  
山く山伏頭屋の御孫  
を見て大い潮り罵  
りるお娘お戸柱の  
橋よりうて氣分何  
しく燈籠のぬらうを  
神の欺きし崇  
何をも是をそを罪  
を謝せん為に永代  
よこの燈籠をを  
サりとそ昔の昔  
掲鳥の事とも  
あつた





七月廿七日廿八日若  
士林高百石以上者  
一人を出して官鎗を  
持て頭取の前導を  
まむつゝを多人ぬ  
の鎗持をまは俗  
千本槍と稱す



頭取より諏訪  
迄の道筋男女の見  
物多し諏方の鐘  
持者持ちて近  
在百姓等の吹掛り  
の中より出づ古風  
ある事をうまこと  
きとく左およ一人  
の童子の若髪は  
その石の形を  
ゆききてゆきを  
避くむすく行列  
團扇とく日の丸  
は舞鶴の繪書  
たる長柄の大團扇を  
前よりたらし行を  
初頭屋よ  
いさ時よりして  
行列の式とす



敷皮のち

贅籠  
のち

諏訪の  
神鎌



其二



香心ち



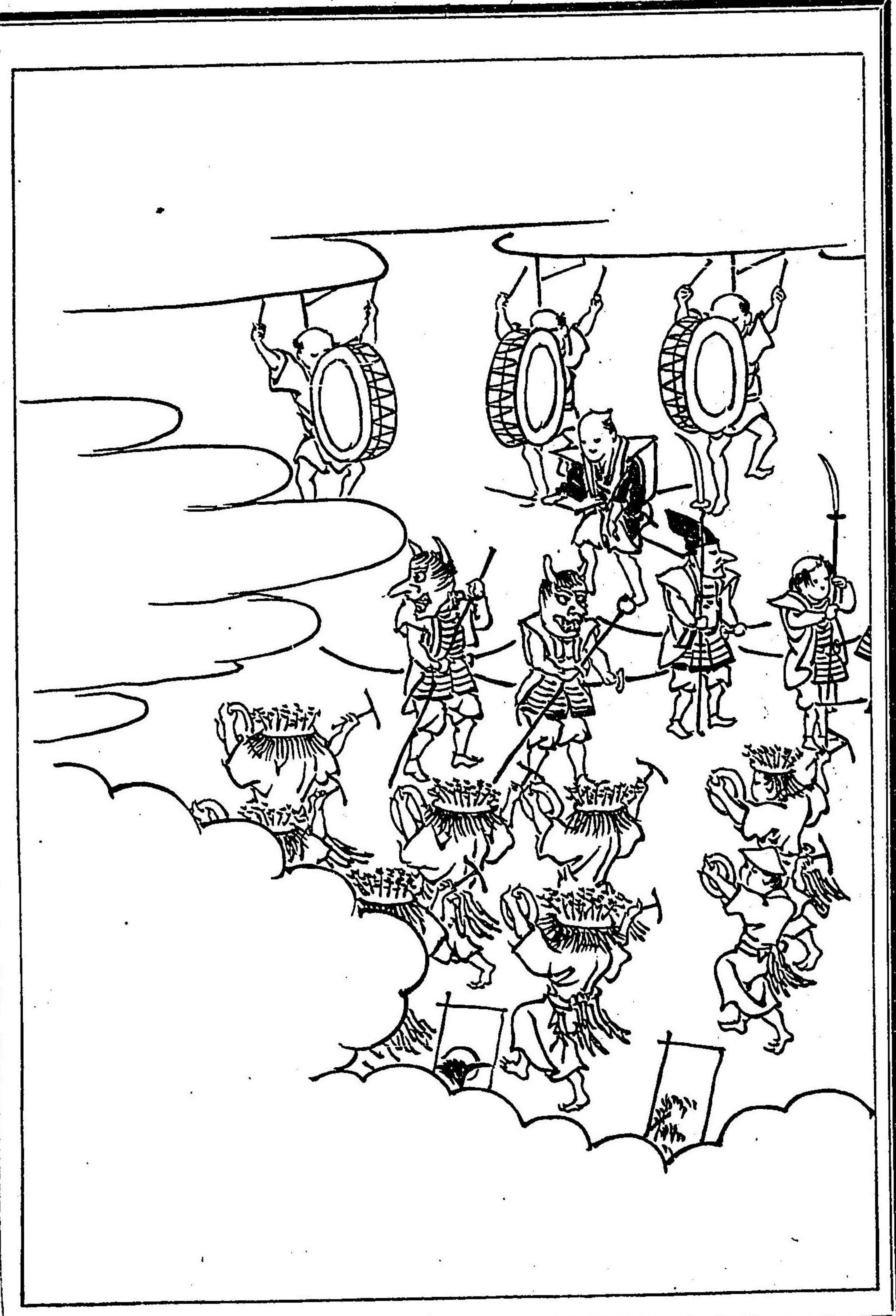
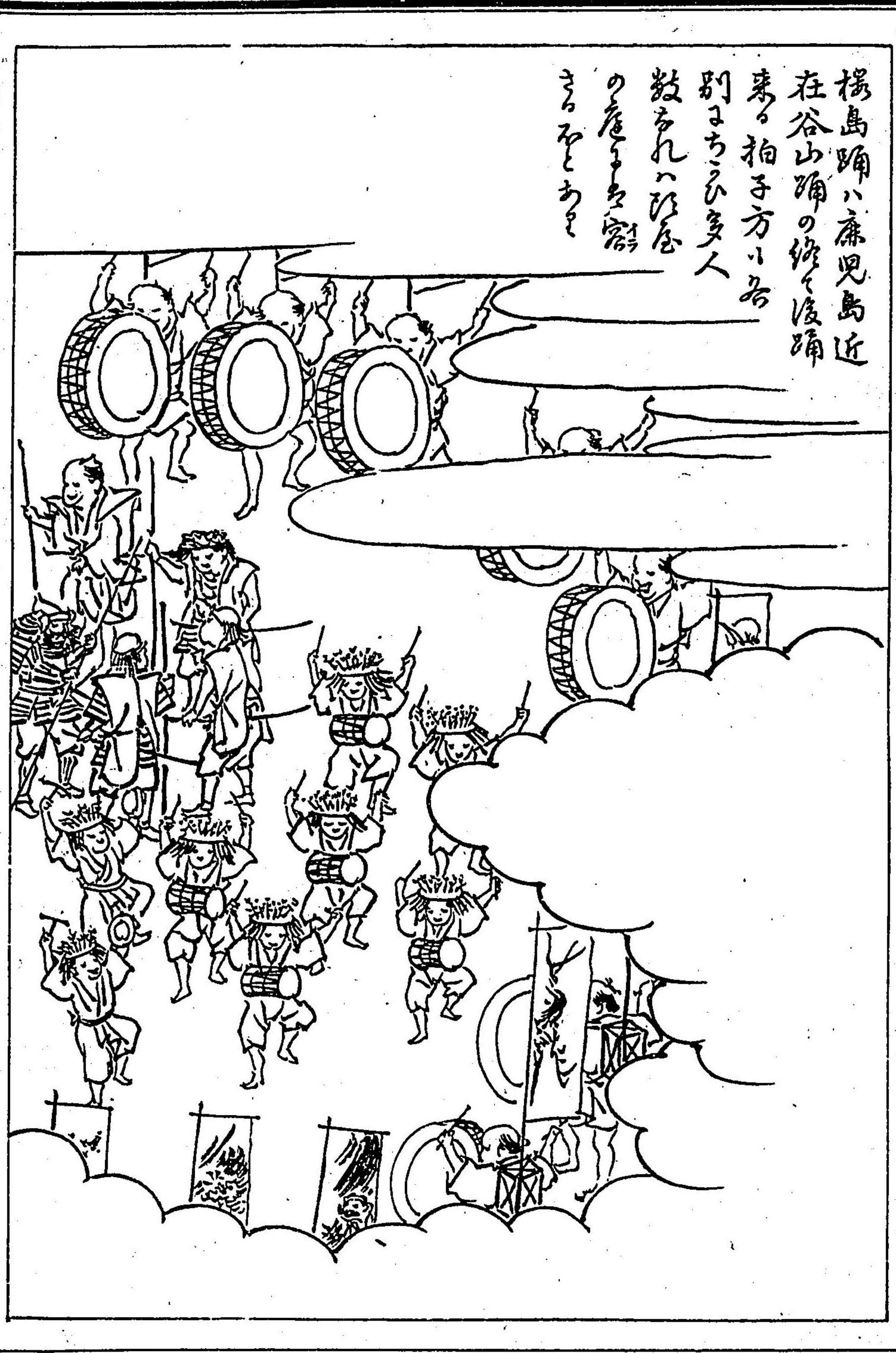


頭餃 七月廿八日正  
祭日赤地の錦の  
直垂は金糸の  
立烏帽子を著く  
馬より傘を差  
拭くは后座殿  
役初献二献三献の  
役やと見ゆ左の  
各一人は殿初列  
の跡は歩行は  
ひねり又田舎  
とよとのあり共  
は直垂は士烏帽  
子を著て大小  
あり





檜島踊ハ麻見島近  
在谷山踊の終々後踊  
来。拍子方ハ各  
別。子方ハ多人  
数。それハ此巻  
の巻ノ末ノ  
き。を。あ。り。





永五年戊子七月十一日より舊例の如く再興なさせ給ひて踊り来るその鉦の音曲は近郊の拍子と異へりむかし慶長三年十月朔日 義弘公 家久公朝鮮の泗川新寨に一萬餘騎にて籠らせ給へる時明軍百萬騎明軍百萬騎の說朝鮮征伐記拾遺に據る新寨を攻屠らんと押寄せたる時鼓聲地を動かし銅鑼天に響きけるがこの櫻島踊の鉦の拍子に稍似たりけるとぞ夫れ故 家久公は櫻島踊の鉦の音を聞召てはそのかみ朝鮮新寨の合戦に千辛萬苦なされしむかしをば思召出されて悚然として英氣を發さしめ給ひしと申傳ふ一説には明兵が拍子を打習はさせてこの踊に残さしめ給ひしともいへり何れが信なるべき町踊いづれの時より始まれる事詳ならず上町の市人語嗣所に據れば 太祖公初めて島津の御莊を御給はりにて出水郡山門院へ御入部ましまし五代 道鑑公まで木群城に御座なされ

後に鹿兒島御巡見の時は東福寺の城へ御座遊ばされし砌既に鹿兒島には市店ありしと申傳ふ此鹿兒島御巡見といへるは 道鑑公御國廻の事を申せしにぞ元享五年乙丑國廻狩御供人數書の中に一番薩摩郡二番宮里今城三番串木野御たかめり四番南郷永今吉五番日置の庄六番伊作の庄七番知覽院八番穎娃郡九番給黎院十番谿山郡十一番鹿兒島郡と見えたり是時の御館は出水山門院なれば御國廻の次第先づ薩摩郡より初まりて鹿兒島郡に終るなりさて出水より鹿兒島迄は道里も遠く隔たりぬればこの鹿兒島へ御逗留の中御旅館となされし處即東福寺城にてぞありけんそれ故 氏久公の御時に至り東福寺城にはおはしけるならん國廻の事を後には御巡見と稱ふさらば今の俗に申傳ふる所も少縁ならぬ事なるべし東福寺城は即今の安養院の地にて濱崎城ともいふ只今の多



賀社のぬます岩山の邊なり夫れ居民あれば必ず市店を開て食貨の有無を通ずさて城市共つゞけいふ江門にて諸大名などの第宅を構ふる近邊には必ず市店の屋を作り立ちぬるがごとしさらばむかし東福寺城の麓などは必ず市店ありしならん況して 恕翁公至徳中清水城を修築し給ひてよりはいよく町家も廣まり軒を連れ薨を並べて朝野共に賑ひ立ちしほどに應永中伊集院頼久が清水城を襲ひまぬらせし時上町人篠原新右衛門と云もの朝に潮掛りに出て伊集院の賊兵を見あたり急に上町中を呼廻り速に市人共を召集め清水城へも御注進申上げる程に 義天公は吉田表へ御出陣の御留守ながら城中に残り留る御方の兵共各その攻口を守りて防ぎ戦ひてけり篠原が注進によりて上町人共討死或は手負して賊徒を逐ひ退けし條 義天公殊に神妙なりと御褒美遊

ばされ上町人共他國へ旅行せるには帶刀を御免なされ又諏訪社山の中に弓場地をも賜り當時の軍忠を永世に旌はし給ふよし申傳ふ扱諏方明神の神事七月町踊なども頭殿の簡待に行はせ給ふがごとくにて九代の太守 大岳公の御時に頭殿の式行はれければ町踊なども頓て昔時の御代より舞そめけんさるを二十代 寛陽公の御知世の時に上町へは親筆の鎮火札を下し賜り又六月七月の神事踊手引が假面も公の御作にて庭入前歌中歌引歌の歌迄も尊作にいてたりと今に猶謠ひ來れり此御時に踊の曲をも新に舞ひ出し謠ひ初めけんとはおもはる

光久公御作上町踊謠

庭入踊

治まれる御代の春こそ幾久しけれまけれく住よしの治ま



七月既月の夜くつ所の童女せ踊る

四方の見物男  
女踊りより重る



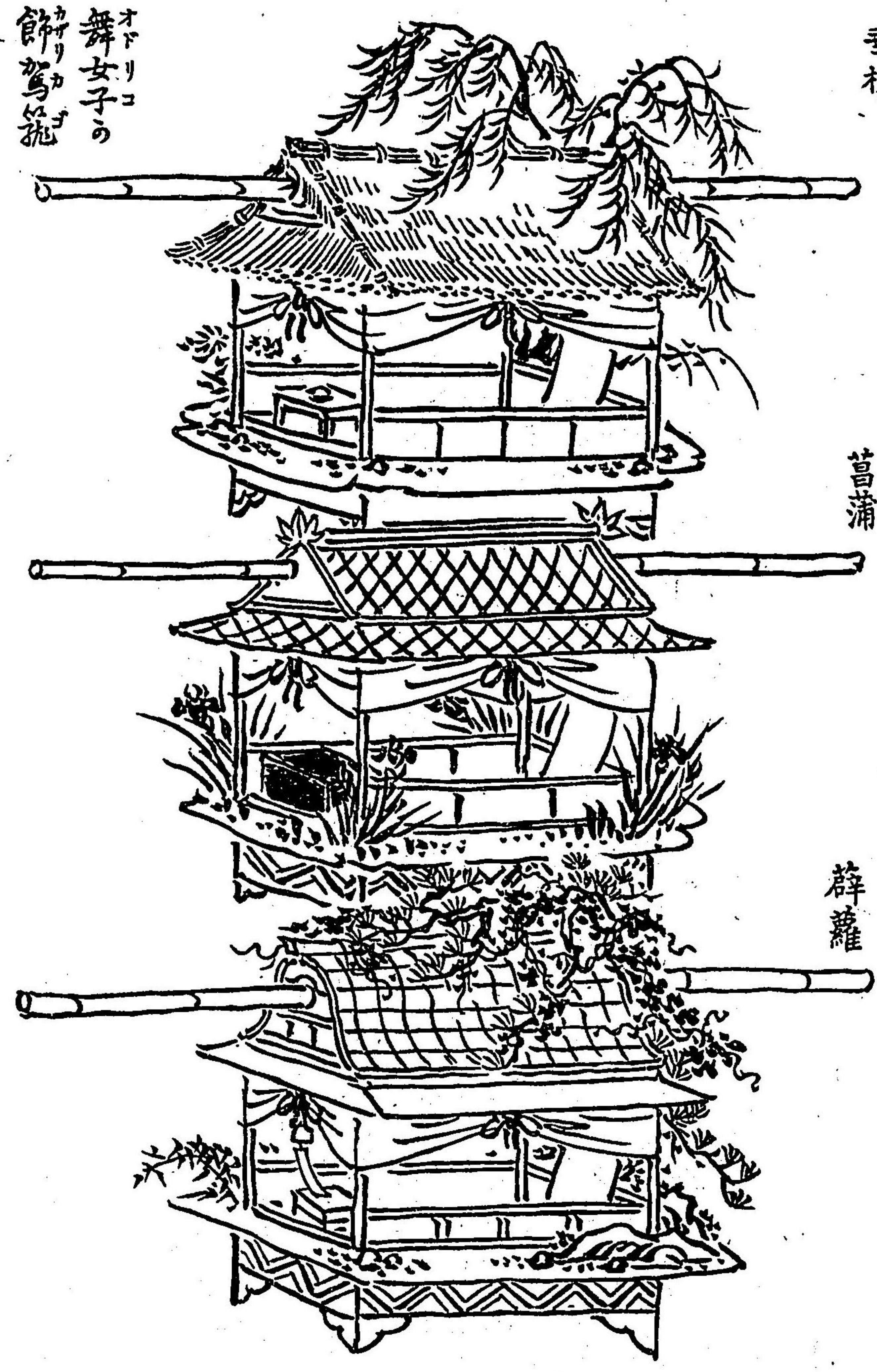
離れ者も  
好む様



多傳の者所作  
の面を戴く



垂柳

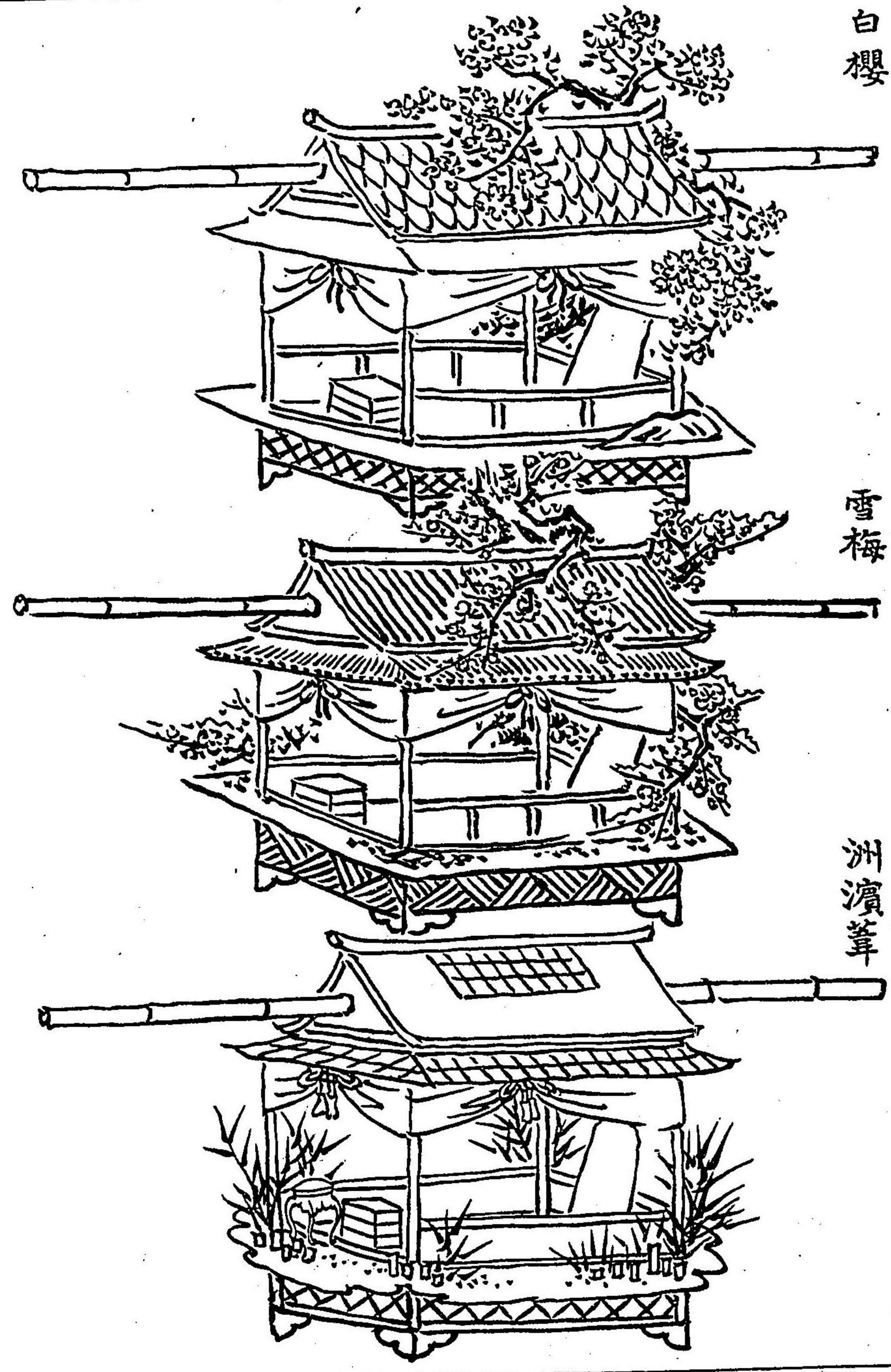


菖蒲

薜蘿

オドリコ  
舞女子の  
餅かき  
籠

白櫻



雪梅

洲濱葦



る御代こそめでたけれ

前歌

高砂の松は常磐にちとせふる四方の山路も色そへて四季を  
りくのながめかな千世をさへづるひな鶴は松の小枝にす  
をかけて御代長久と舞遊ぶ久しかるべきためしには治まる  
御代こそめでたけれ君が代は天の羽衣まれに着てなつとも  
つきぬ岩根松常磐の色も春くれば今ひとまほに増鏡月のく  
るまの我ら迄豊にすめる武藏野は月の入るべき山もなし弓  
は袋にありあけの治まる御代こそ目出度けれ

中踊

月は更科紅葉は高雄、船はあかしの島がくれ、八重鹽がまの山  
ざくら、ふけんそとらの尾、きりかやつげにおもしろの詠めや  
と、木かげにいざや立ちよりて、花のさかりは十七八、まやうか

へ、柳の腰のたをやかに、まやうかへ、さんさふり袖みざりな、そ  
れはそふまやか、なしもつふてもうたんせ、ほんに誠に、まよん  
かへ、花の白たへ千代はへぬべし

引踊

千草振るく、神遊び君が爲めとて若菜摘む  
夏は河瀬にあじろくみさつとはね笠すげの笠  
よしあし曳のぬり笠はやさしの人の旅の笠戯れ遊びやつさ  
踊の時其後に従ひ地謠し鼓笛三絃の音曲をなす者は蟬と云  
ものを以て面を蔽ふ是は御目見以下の者共なればおのく  
が面を公の御前に見することを得ざる故とぞ蟬とは其形  
に象名なり江門などにては見及ばず嘗て京師の人に聞きし  
にむかし禁庭に卑賤の者参内して曲など仕ふまつりし時此  
蟬をもて面を擁蔽せしと語れり鹿兒島市中の元始は今の上



惠美須町なり惠美須は事代主命の顔の笑給へるを稱せし社號なりこの命はむかし出雲の三穗崎にて釣するをもて樂と去たまひしをもてその像は必ず鯛魚を釣したる形なり惠美須町にこの神の祠を立て魚市をなす當時は魚屋一へん商人ありともいへり魚屋を今納屋と書くは俗字なり魚の事を菜如其後は繁昌して武具の屬をも販賣せしにや今も二月二日の初市と云ひて土偶紙胄木刀の類を持出し鬻街さてむかしは今の行屋通までは波うち涯の海邊にてこの惠美須町に諸所の浦々より店卸の賣物を運漕す海より惠美須町に通船の川筋を鬼神堀と唱へて今も惠美須町西村某が宅地に其堀跡の形計りを存しぬ本御内の城龍今の大築かれし時惠美須町のみにては市町の分内狭しとて廓町を立添へらる本御内の廓裡に係るとてかく呼びしを後に今の如く車町と改めしとぞ

又今の蛭兒社俗西ノ宮には云天子は蛭兒の詛尊り蛭兒を祀り又是も惠美須の結を宮に折也大坂の己の蛭兒の神像の話を折し時其髪と云様を折也大坂の己の蛭兒の神像の話を折の事か問ふなりつこ様即此にて未だ元服の結るに重似たり他國にを拍はて見古馴れの風俗をへ感敷るせし事あり者掌の邊を築島と稱ふ是より濱つゞきに堤ありて柳を植られぬる程にそが町となりしをば柳町と名け後又魚屋を立て小魚屋と呼べり蛭兒祠の後の小路を笠口といふ是も本は卸口にて海に下るの卸門なり又行屋の千手觀音は眞言宗日秀上人が沖繩島より歸來の日行法を修し國家の安全を禱りし時勸請する處にして其海邊をば頓て行屋通と號けぬそれより海手の方に今の如く土地を廣められしは慶長中上山の地に金城を築かれけるなり追々に海洲を埋展給ひしなり浪客某が松峯山に登り都府の絶景を臨み見て本邦は類稀れなる勝地なりされど北邨原上



にあるべき丘木を南方陽明の地に植ゑられしは向背の理に  
叶はず是一の闕みちと申けるとかや

六月七月祇園諏訪神事に上町踊の歌曲は 寛陽公の御作に  
て手引面も 公の御自製とて町人にて特に貴重いたし來り  
ぬれば 公の御時に謠曲など定られぬるにや又 公御襲封  
の慶賀を申上げ奉れるに上町は笑子の面を戴き鯛を釣るの  
状をなす是を笑子踊といふ 惟新様御譜の衆中踊といふも  
のは士林の技にや五月七月諏訪御佐山の祭は御狩祭にて軍  
陣發向の儀式なりとあれば士林の技は習陣の試にてやあら  
ん上下の市人等も其後日に笑子大黒の踊をなす事士林の踊  
に差次での技とは見えたり 惠美須命は事代主命にして大黒竺は  
大國主命なり但大黒と云ては天竺は  
出た佛名と云事橋窓茶話省和爾雅に

惠美須踊歌

庭入歌

目出たいく 千年の鶴は萬歳樂とうたふたりまた萬年の池  
の龜は甲に三國を備へたりそなへた次第神と君との道直に  
く 治まる國ぞ久しき

詞ヲキ抑是は津の國の西宮の惠美須三郎とは我が事なり扱も  
天下治まり目出度御代なれば踊遊びをはじめ種々の寶を釣  
らばやと存候

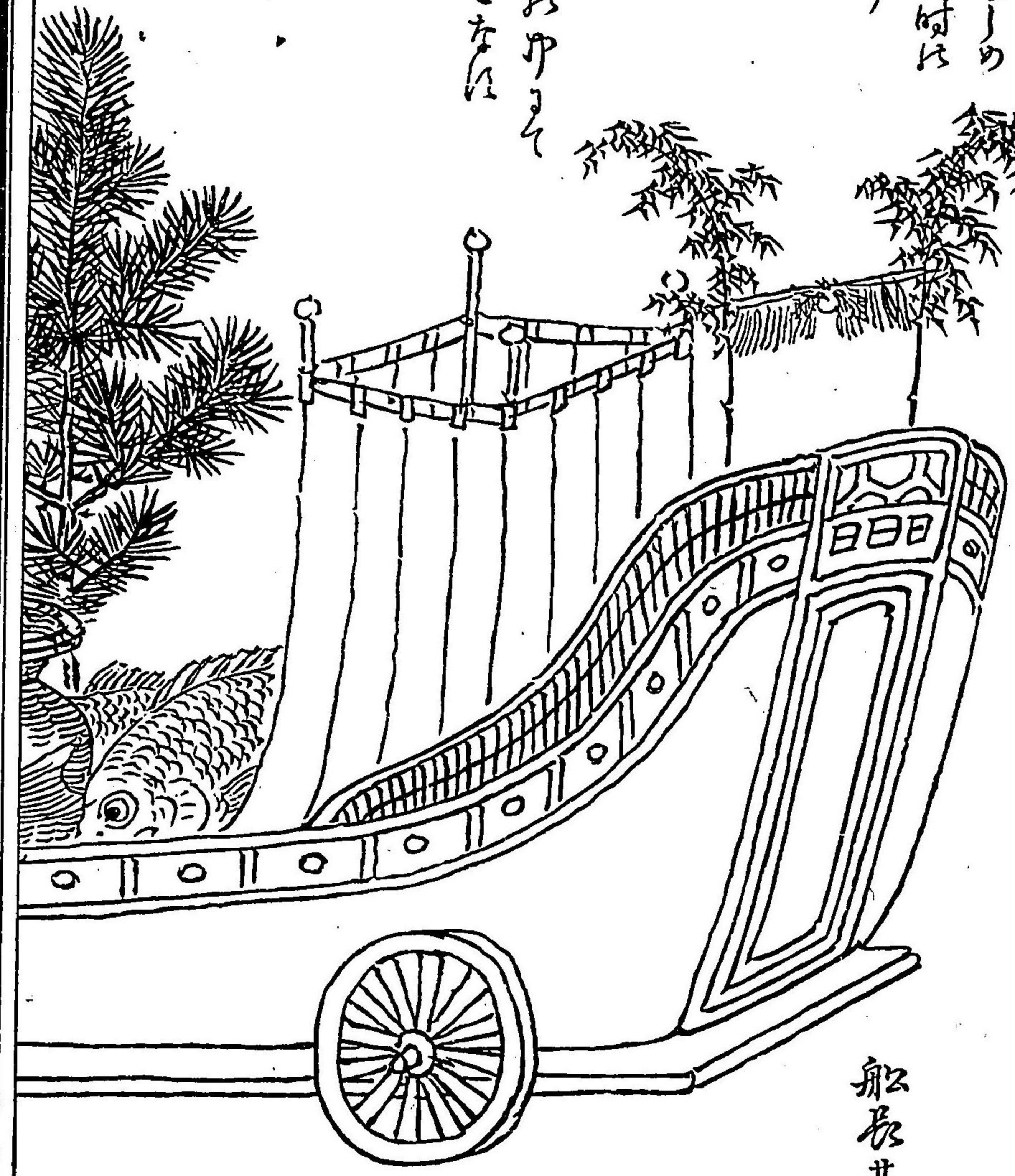
道行秋津洲の浪靜なる船遊びく 八島の外もへだてなく廣  
きめぐみは幾千代も富國なれば土も木も榮えつかふる此時  
にはこぶ寶は盡きじやく

詞ヲキあら面白の時節や候萬里の外迄も曇りなくそる浮立  
つ心かないかにかたくけふは最上吉日なれば惠美須舞を  
はじめうするにて候尤然るべく候さあらば其由惠美須御前



以下八初め  
國ちろりの  
一たつは  
踊なり

布居はゆき  
音曲をなほ



船長廿五間

上町の寶舟図の如く長廿五  
間惠美須の鯛の作り物を載  
せて河津敷敷の前に挽き着く  
る



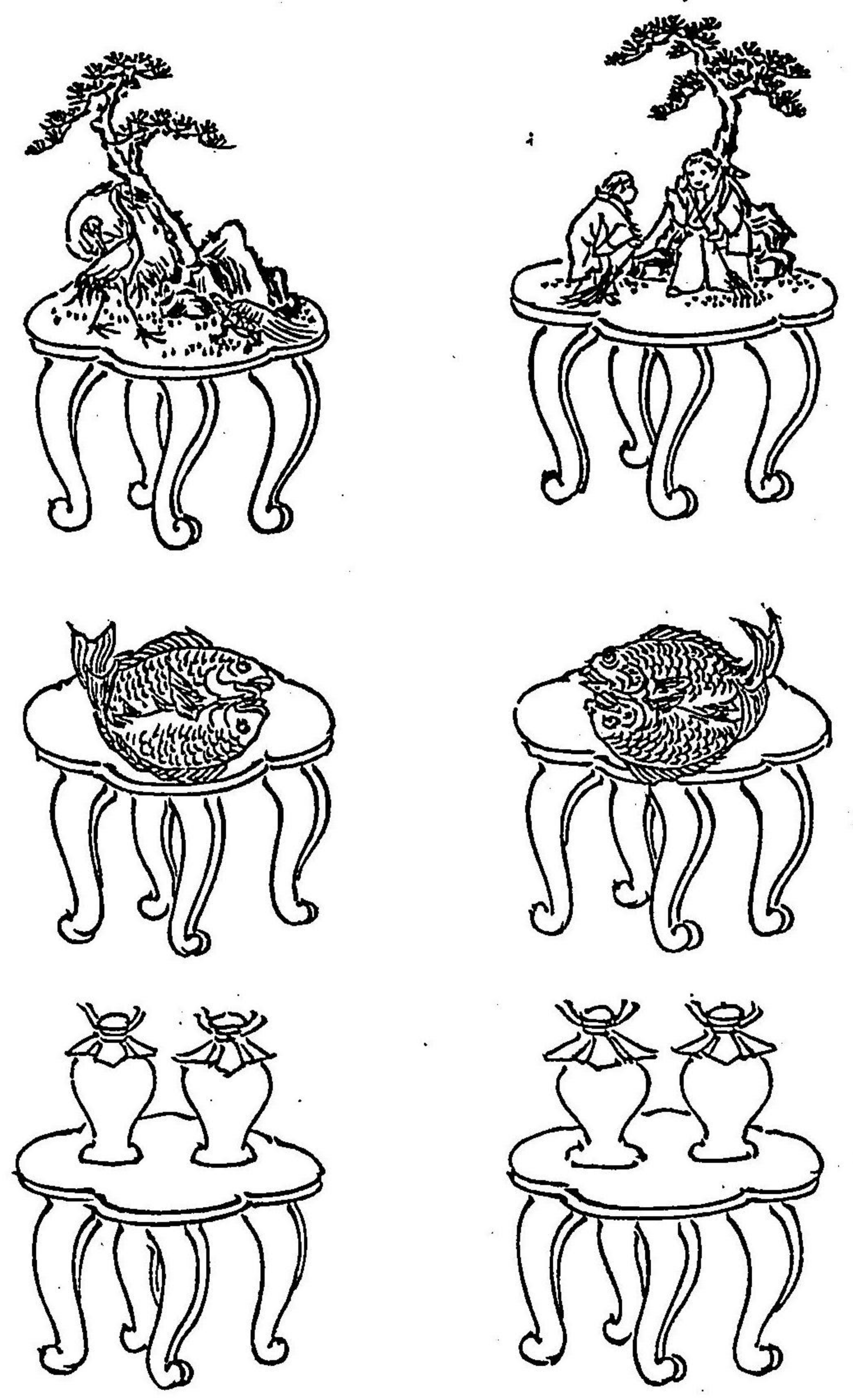


荷物十二擔まゝく鳥  
帽子直垂子惠美壽の  
面を掛る宮初子二神  
自凝島相老の洲濱臺  
を肩け次子鯛の基を籠  
の基と十二人列を運  
ぶ

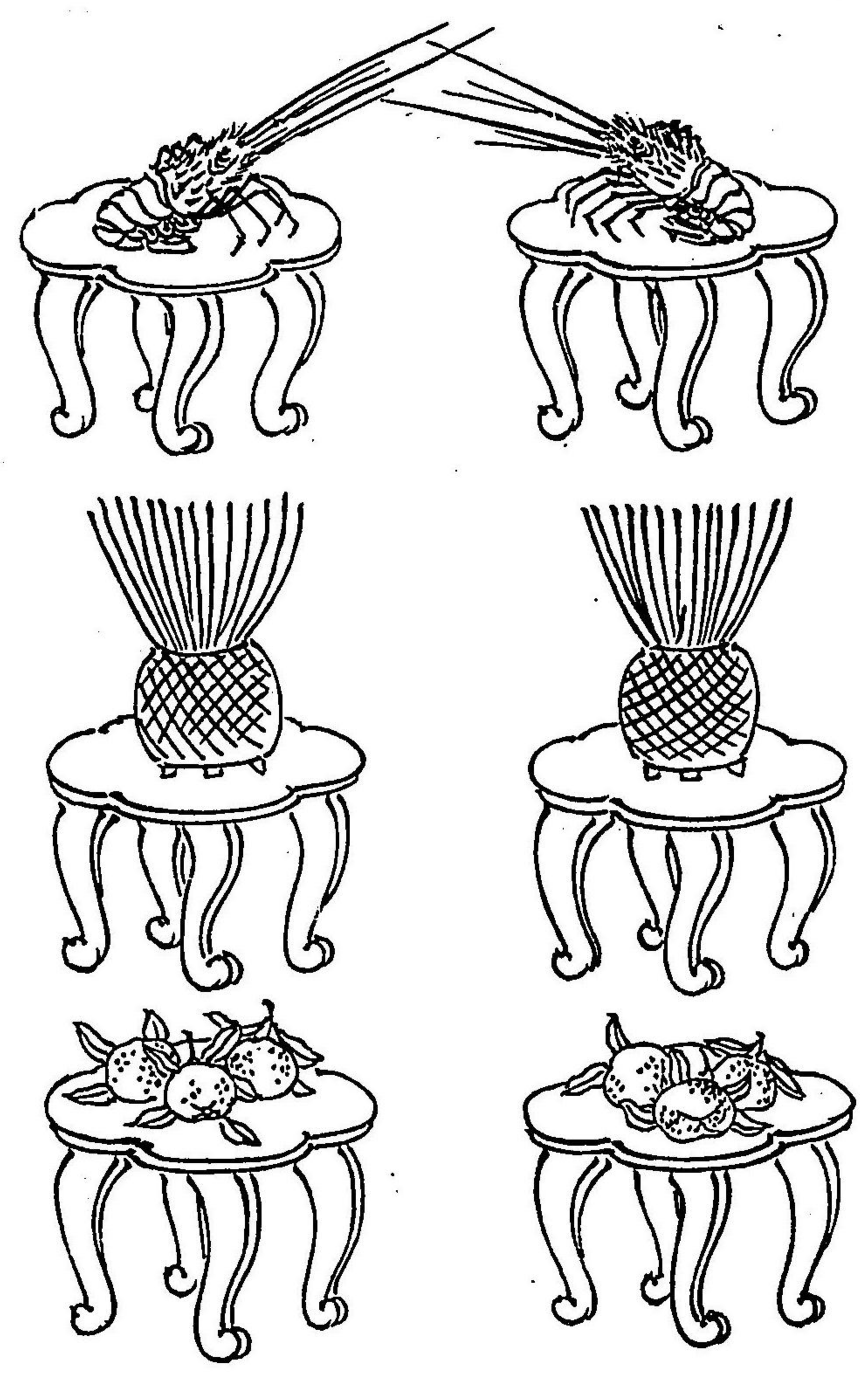




荷物十二の内

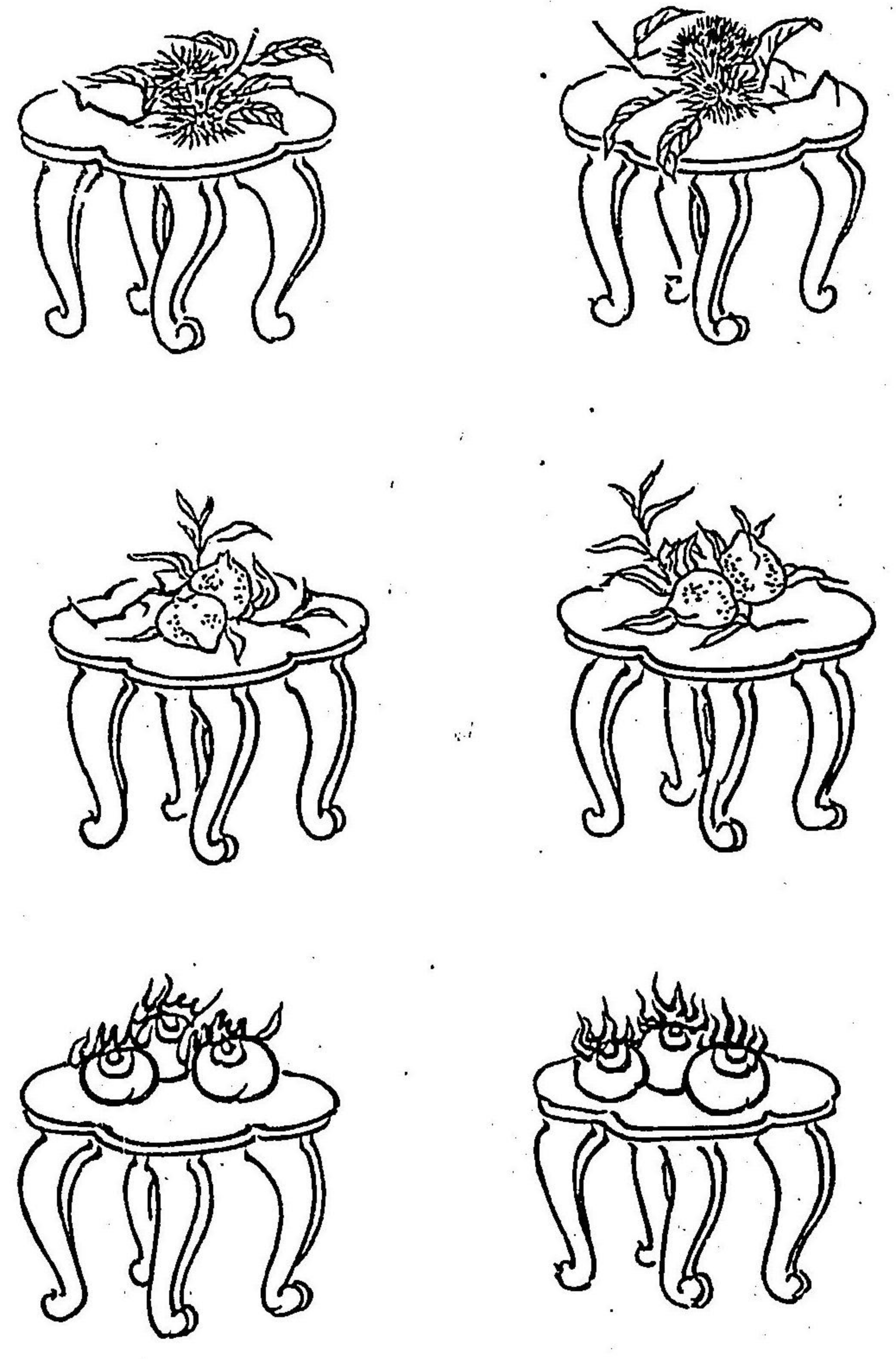


右回

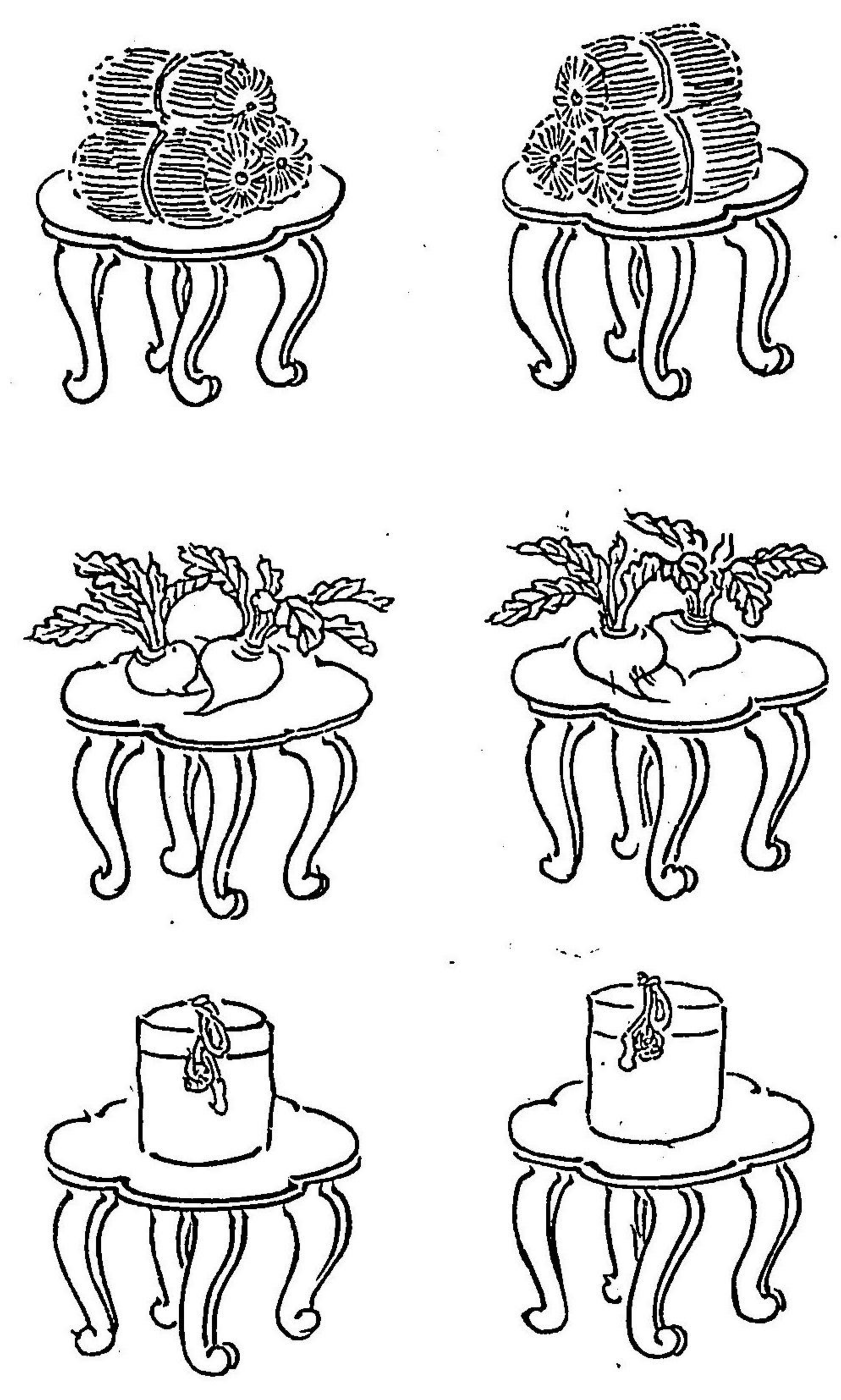




荷物十二の内



右同





地謡



惠美壽の三大  
臣脇をるを

囃シ方



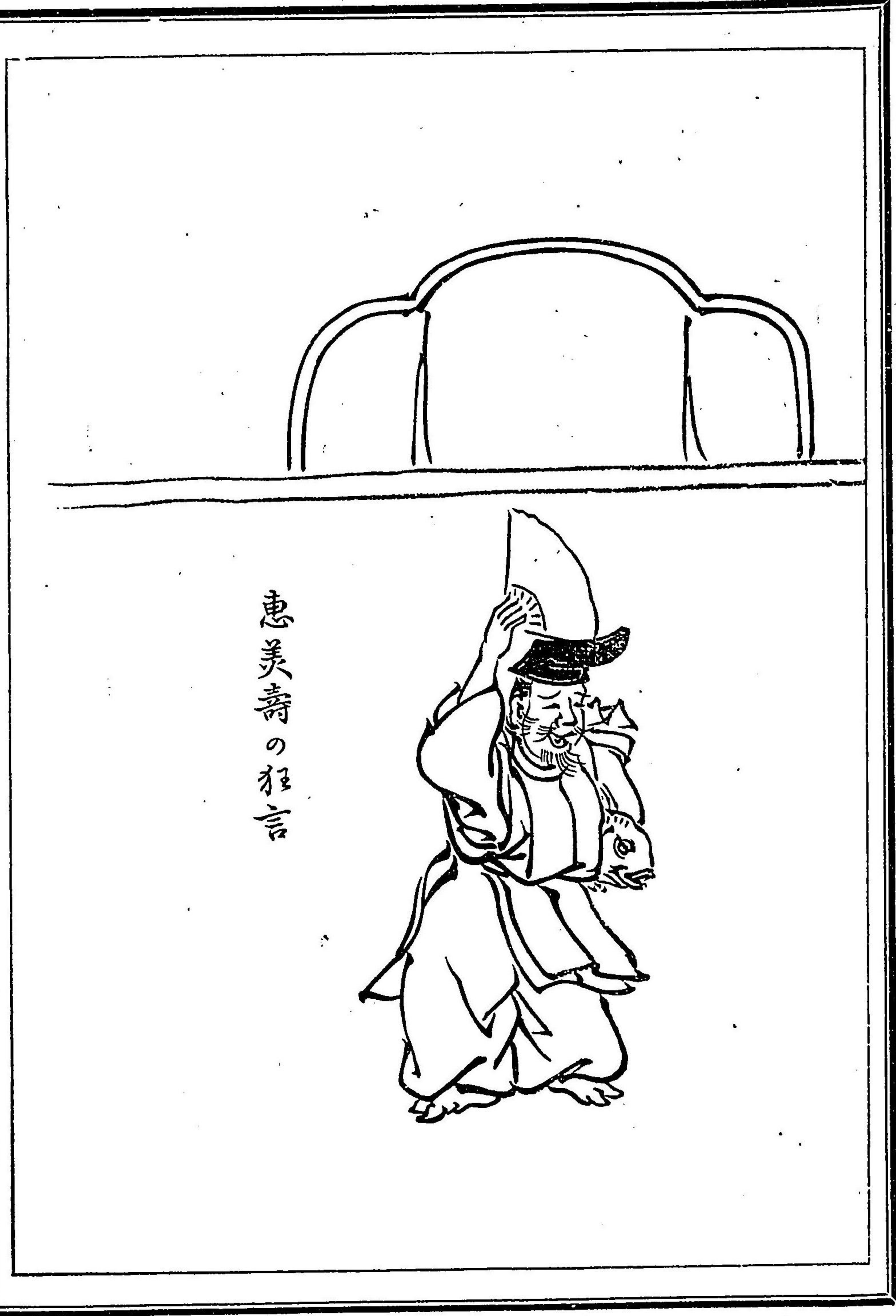
惠美壽の舞

シテ  
惠美壽御前





目出たを釣る



恵美壽の狂言





舞臺

末社の惣意  
美壽元五百  
人許

離方







女獅子舞



此獅子舞ハ白拍子の遠風ありやふぶの  
 舞子ありの藝ハ一端の布を振廻し地よ  
 りけを微妙多し



へ被仰候へッ心得申候いかにやいかに惠美須御前とふく御出候へや

サカリハいろくのくの天より寶降りくだり浪の鼓どふと打聲すみ渡る折からに金銀珠玉みちくして異香薫ずる有りがたや寶遊びの數々に其の名も高き福神の西の神の惠美須三郎末社の神を呼集め今日の祝のおめでたいを手々に釣上げ三郎殿は三獻をして千秋樂と舞ひたまへば末社の神はよろこびいさみて謠ひ奏づる目出度さよ

狂言

詞夫れ天長地久おだやかに治まる福の神遊び抑おゑびすは天竺にてはたつゑゆたらな我が朝にては西の宮の龍天宮天大菩薩の御作の惠美須生れ給ふ月日をばいづと問へば福德元年正月七日まだ巳の刻にもならざるに信

濃國の安井宮の本安の木の本にてやすくと生れ給ふ其時空よりシテなんだッはつた地一のたつが下つてかつかう申なんだか口より湯を出せばぶつたが口より水を出してあつ湯に水をうへ合て産湯に是をかけ奉れば惠美須御前の生着ならではシテ美濃に上品ッ尾張に八丈唐の巻物九是を西の宮のまほのみつまにぬひとへのへて着せ奉り惠美須御前のをさな名をばシテ與那市童子ッ與那童丸地千萬童子兒の權現シテ太郎の惠美須ッ次郎のゑびす地たちやこの惠美須惣じて末社の御數は八萬八千八百八十八體の末社一度にどつと御よろこびの御聲を上げてうたひ給ふ千秋樂には鯛を奉りて萬歳樂には命をのぶる相生の松は常磐の枝たれて千代萬代と榮ゆる風はさつさつくく

地楫の音はからりころりと漕出して釣するところを釣つた



く御目出鯛を釣つた地やうく目出度やめてたやなか、  
る目出度折からなれば國富民も榮ゆる幾久しさも限らじな  
幾久しさも限らじと舞をさめたる目出度さよ  
今按ずるに惠美須踊は上方の夷廻しよりや出でぬらん惠美  
須廻しと云は春の始め津の國西の宮より傀儡をつかひて京  
を始めとして畿内まで惠美須三郎殿の姿をまなび鯛ヲ釣ツタ  
見サイナと囃すもあり又大黒舞とて大黒の姿を摸し面を被  
り頭巾を着て民間の門々を歌ひ舞ふ本藩にて上町の惠美須  
踊をなすは惠美須町を市場の始めとする故なるべし然るを  
下町の大黒舞をなすは其權輿まりがたしさらば西の宮惠美  
須廻に惠美須が大黒舞あるに本づきて下町には大黒舞をや  
始めぬらん

獅子舞前踊

獅子の亂曲牡丹の花にまひあそぶノヲ我も心を打とけて面  
白や其時人々立よりて手々に持ちたるふかみ草はなも開け  
ば面白や獅子のかたちと見えにけり誰かへすくも目出度  
御代の折なれば千秋樂や萬々歳と扇をひらき舞をかなで、  
獅子の座にこそなをりけれ

孝子正右衛門

或ひとのいひしは女子の嫁をトツギといふは跡繼といふ言  
なり婚姻は子孫相續の爲めなればなり天子の皇太子を日嗣  
御子と申奉るも日種の神胤天が下を統御し萬民の御貢もの  
を受納させらるゝの御本意よりいひ出せる實言なりさて諺  
に親の恩は子に報ふと云は父母の娛事が種となりてこの身  
となりしまでならば天氣を受けて地の物の生育するが如く恩  
とも愛ともえれざらましを襁褓の中より守養守養さるゝのみな



らず成長に従ふほど惟吾子の幸々善かれかしと日夜に案じ  
おもふ親の心つくしは西の海原の遠く深く富士の高根の仰  
ぎても及びつかぬが如くなるを其子の親を思ひ敬ふは人の  
親の子を思ふが至極なるには及ばざるなり夫れゆゑにその  
子の子をおもふ恩愛の繼々に傳はるが親の恩は子に報ふ也  
といへり然ども上天子より下庶人まで子の道は同じ理にし  
てその孝を行ふの次第各その身分相應なる事ありて吾身を  
持損はぬが上下に通じて第一とす吾身を持ちそこなはぬと  
いふ事は身分くくに就ていはゞ至て六ヶ敷事なれば色々む  
かしの書物など讀ませぬれどもいづれ書物ばかりにても濟  
まず善人と朝夕に交はるが薬となる又薬も大事の物なり吾  
身に聴と計り思ふても實は身の毒となる事もありこの能毒  
を味はゞざれば却て害を引出す是は良かるべしや彼はあし

孝子正右衛門母事へく冬めは  
を橋の上より母を脊負て晨の陽  
炙りてその温あををいこ  
夏の時の赤橋の上より  
来りて夕の風を  
迎へてその涼  
たをほくしを  
送るは橋を名  
孝行橋とて唱  
へたる





正者事の單  
身一々を  
り髪を結ひ備  
力一母を  
ねん昔の  
怪本を  
そを  
一母の  
心さの



かるべきやと問ひ尋ねて人の意見を借る事を専要とすといへりさて本藩孝を以て聞えし者は文徳天皇の御時挹前の孝女福依賣を首唱とせり是時天皇遙に福依賣が草野の女子にして二十餘年父母に孝養して未曾て憂惰らざるを聞こし召し及ばれ仁壽三年賜爵三級終身旌表門閭と見えたり爵を給ふは即祿米を下行し給へる事にて旌表門閭とは孝行の次第を記して其者の門に立てさせらるゝをいふ譬へば上州街道などの民家の戸口に孝行奇特者の名を記し褒美を取らせしことを木札に書付けらるゝが如しさて仁壽以來は戦國となりて大隅の隼人薩摩の氏長輩敏勇膂力を以て稱せられ忠臣孝子の其門に出づる者青史に載せたるを聞かず昇平百年時文明に屬せしより農夫市人孝義を以て世に稱せらるゝもの比々絶えず本府の賈豎池田正右衛門なる者寶永四年十一月



公の御褒美を蒙りて宅地一區を賜り後に碑を樹て其行跡を略記す然れども鄙野の文章和漢の語言に疎く龜井道濟なる者此地に遊べる時この碑を讀て嘲りし事あり其和文詞に曰く

大なる哉孝の徳たる正右衛門は鹿兒島ゑびす町の賈人なり孝行を以て名を州里にあらはし士太夫の爲に恭敬せられ遂に邦君の褒美をかうむる世人孝行を以て其名に冠し其宅地に名づけ橋に名けて今に至る迄相稱す大なるかな孝の徳たる事人死て名存せざるもの幾許萬人ぞや天下誰か父母なからむ而して正右衛門名不朽則千歳不死といふべし嗚呼正右衛門獨何人ぞや謂ふこと勿れ我不能と是を勤めて不止ものは習ひ性となる夫れ孝は以て忠を君に移すべし身老い親死して後悔すと雖も及ぶべからず勉めよや人の子たる者

いかにもこの文にては和文とも漢文ともまれず又孝行の始末も詳ならず碑を立つる程ならば他國人の見て笑はず又俗人の見ても事の分かる様に有り度きもの也然れども正右此衛門篤實の志今に通りに其の名を稱するのみならず築地に渡したる橋の名をも孝行橋と唱へられしかばその頃高岡の某が幾世々かけて朽ちせし人の子の道しある名は橋に残りてと詠みたるがごとく正右衛門は享保九年四月に身まかりしかども今に至りて多くの孝子の中にては正右衛門は獨り其美を縦にす



倭文麻環卷之五終

倭文麻環卷之五終

倭文麻環卷之六

目次

義天公當正統定國家

高山秘區

川邊鬼穴并狸魅

無手足人書字製器

倭文麻環卷之六



倭文麻環卷之六

義天公當正統定國家

義天公と申奉りしは 高祖得佛公より六代に當らせ玉ふ  
氏久公第二の御子御母は佐多忠光の女にて永和元年に御誕  
生後に陸奥守久豊公とぞ稱し奉りける御年若かりし時は穎  
娃郡四十町を賜りて南殿と申たり先君 氏久公は御舎兄師  
久公と互に水魚の御交をなされ御兄弟心を一にし力を戮せ  
て三州の動亂を平定し給ひ外邦の侮を禦がれ玉ひしが 師  
久公の御曾孫久世の時に及んで天下の板蕩打ちつゞきて  
義天公の御舎兄 怒翁元久公は應永十八年久世の干戈を治  
め給はんとて山東清敷に今の入出陣し給ひける時御病に侵  
され給ひ鹿兒島清水城に御歸陣おはしまして今とし八月六  
日御年四十九歳にて御逝去なり此時伊集院彈正少弼頼久と



云者あり其出目を尋るに二世の太守 忠時公の第七男大隅五郎忠經と申し、は御連枝の中には勝れて御心も雄々しくおはしければ御父 忠時公より伊集院において所領を給はり三世 久經公の御時蒙古の賊と戦ひ軍功を抽てられ後には常陸介守一作に叙任し京師關東に於ても高名を顯はされたり 忠經に四人の子あり長子三郎左衛門尉宗長は鎌倉宗尊親王に仕へて進士にて身を終られ次男を三郎兵衛助忠繼と申ける伊集院の内町田村を領知し三男五郎太郎忠光は同所石谷邑を賜りて後には兄忠繼の統を請けられたり四男は侍從房俊忠とて山伏なり俊忠が子息圖書介久兼代に同所古城村を領知しける然るに久兼が三代の孫助三郎忠國に至り近村他郷を打靡け威勢何となく強大に成りしかば奢侈の餘り五代の太守 道鑑公に叛き參らせ諸所にて敵對して合戦し

ぬれど後は 太守公に降參してなほ伊集院の地を有ち居たり加之忠國が女を 氏久公の妃とし給ひ 恕翁公を生み參らせ給ひぬ頼久はこの忠國が孫なりしを 恕翁公の御妹を尙したれば是より伊集院は外戚の權彌高く勢ひまして國の柄を乗りて何事もおのが思ふ儘に振廻しつゝ猶飽足らずや思ひけん 恕翁公に梅壽君とて唯一人の御男子候を誘ひて出家となし奉り祖父忠國が子の石屋和尚の弟子となして仲翁和尚とぞ申ける又八人の御女子候をも七人は悉く比丘尼の女僧となしてければ 恕翁公には御子有りながら御出家同前の御身とは成り給ひけり去る程に 恕翁公御逝去なりければ御世嗣の事は頼久が子の伊集院初犬千代に御遺言と世上に披露し御家を取り奉らんと構へたりさるを時の執事吉田清正等肯んぜず態とさまぐ詮議を延ばしつゝ其時



義天公は穆佐の高城に藩籬の守護としておはしけるに急ぎ  
てこの一大事を告げ奉りければ 義天公夜を日に繼で鹿兒  
島へ馳來り玉ふ折しも伊集院頼久が從類共其子初犬千代を  
押立て石屋和尚を引導師とし 恕翁公の御葬式を營み初犬  
千代に 公の御位牌を捧げ持たしめて六道廻の最中なり此  
時 義天公會釋もなく押入りて初犬千代を押倒し捧げ持ち  
たる御位牌を御取なされ御葬式は難なく濟みてける去れば  
伊集院が一族ども面目なく御家奪ひてんと企たりしも 義  
天公の御供奉には執事吉田信濃守忠親同又三郎を始とし佐  
多伯耆守親久樺山末弘など一騎當千の老臣勇士等御後に  
從ひしかば皆すごとくと伊集院へぞ引取りける是より伊集  
院は御家に對し偏に謀叛結構の外他事なし然ども 義天公  
は正しき 公の御連枝といひ智勇兼備はりし英將なれば三

ヶ國の面々も推て太守公と仰ぎ奉り八代の御世嗣に備らせ  
玉ひけるこそ目出度けれ伊集院頼久は己が不臣の心をも翻  
さず却て總州家の久世君と黨を結び 義天公の御中惡敷云  
ひなしければ是より山北四ヶ所は凡て御敵と成り立て久世  
の御子守久を北殿とぞ稱しける天に二の日なければ國に二  
の主はおはさぬ理なり况や 義天公は既に八代の 太守に  
御備はり 御元祖以來傳國の寶劔愛染明王の尊像迄御讓を  
受け玉ひけるに伊集院が反逆に烏合の衆瓦鳴の輩所々に蜂  
起して大隅菱刈には菱刈郡の凶徒等御味方申さぬを退治し  
給はんとて頃は應永二十年冬十二月と申すに鹿兒島郡吉田  
迄御出馬ましくければ吉田の城主吉田若狹守清正蒲生の  
地頭蒲生美濃守清寛 公を迎へ奉りて饗應して様々 公を  
慰めまぬらせぬこの折節伊集院頼久は 公の御出馬を聞付



けて屈竟の時なりと大に悦び清水本城の城門を固めたりし  
門番に金銀を幣なふて内通し十二月七日の夜に紛れて伊集  
院勢清水城に亂入しけり 公の御留守に候ひける北原彌二  
郎同太郎三郎等は御重代の御寶劔を警衛して候ひしが眞一  
番に切て出て伊集院に落ち合せ追ひつまくりつ時移る迄防  
ぎ戦ひ爰にて二人は討死す相續いて伊佐敷三郎九郎忠豊天  
辰式部二郎伊地知新左衛門季兼杯毘沙門堂の前に今大興寺  
の入口に  
猶此堂折り合せて敵を入れ立てじと火花を散らして散々に  
切結ぶといへども多勢に無勢掛けも合はねば爰にて残らず  
戦歿せり伊佐敷忠豊享年三十三歳主従十一人同時に討死と  
ぞ聞えたる爰に遠矢某といひし者元はさる者の子孫なりし  
を其心操眞直にして上にも下にも阿り諛うそはずて時に遇ひ難  
く空敷介子推が怨をいだき剩へこたひ 公の御供にも洩れ

たれば口惜しく思ひ居しに伊集院が逆徒既に一の城門を攻  
破り関の聲矢叫びの音は構木川の波高く清水が城の山彦に  
對へて聞えしかば遠矢大音聲を揚げて三代相恩の主君に向  
ひ弓引ける奴原に後足な見せぞ各我跡に續けや者共進めや  
兵共と大なる竹竿を提げ持て近づく敵を縦横無碍に薙廻り  
突立てたるに臘ろうそくの月も山の端に隠れて闇さはくらし遠矢が  
一人振廻し打立つるをば敵の眼には城兵大勢と見なしてけ  
れば賊將頼久馬の鞍壺につツ立ち上り府兵は僅の小勢なる  
に攻落さぬ事の奇怪さよと金城の後口に人を遣はし火を掛  
けたればさらでだに烈しき清水の峯の山嵐折節寒風膚を裂  
て猛火忽ち金殿樓閣に燃付て其光り白晝に異ならず此時に  
防ぎ戦ふものは十人にも足らず今迄大太刀大鎗に見えし遠  
矢一人が撃うき廻り突立てし大竿の末より本迄散々に打破れ



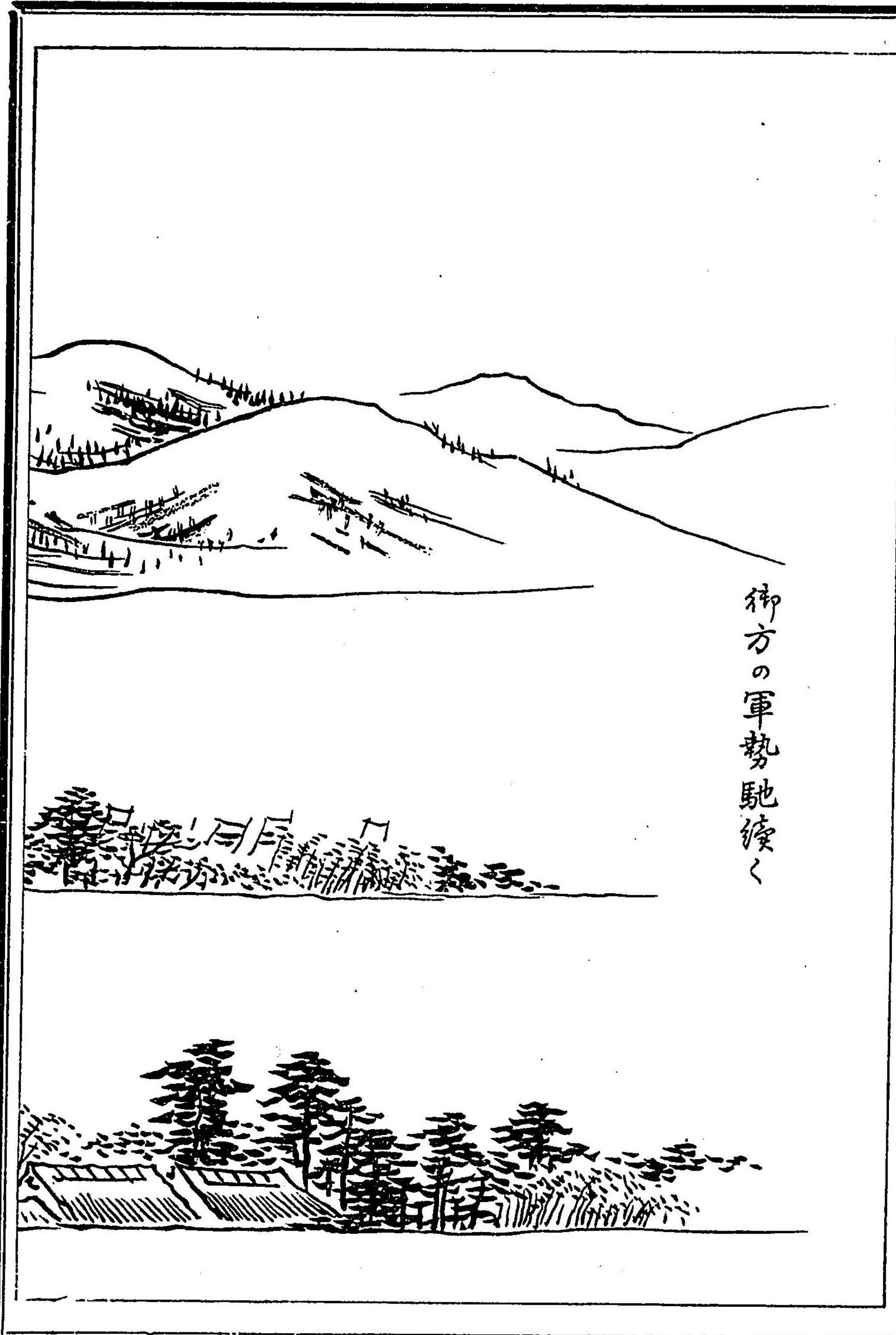
清水の水城



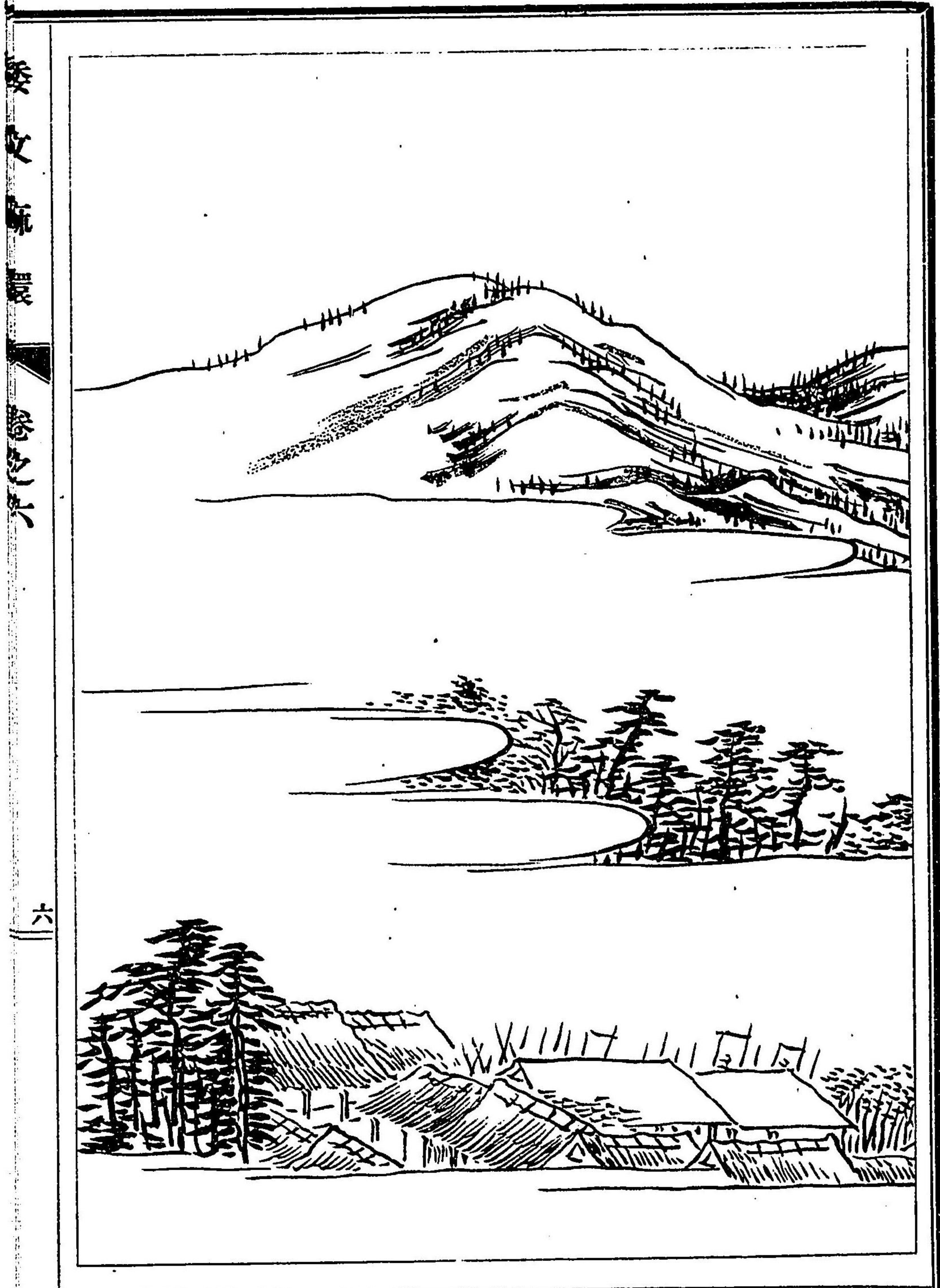
上町の共々々々味方の勢も馳つて

伊集院頼久謀反して清水の城を襲ふ





御方の軍勢馳續く







遠矢某諸所の城門を  
大竹を打振り伊集院勢  
を退ひ退く





て態の様になりたりけり遠矢も力盡て打死す生涯不遇にし  
て妻子もなければ其跡誰共まれざるこそ口惜しけれ金城は  
片時の煙と燃上りて扱早馬を打て伊集院が謀叛の事を翌八  
日朝早く吉田の御陣營に申上げたれば 義天公聞こし召し  
自らが微運の程もまられぬ爰にて我身の上をも計ふべけれ  
ども鹿兒島に残し置きし親類一族の行衛も覺束なし扱通路  
とても嘸な敵にてあらんずらん一人なりとも當の敵打亡ば  
して潔く討死し給はんとて早や御馬に召して馳出で給ふ吉  
田清正蒲生清寛御馬の口に取りすがり勿體なしと控へ留め  
諫め奉りて申けるは箇様の時に當所に御渡ありしこそ却て  
幸にて候へ縦ひ我々無勢なりとも吉田蒲生の者共を召集め  
候はゞ二三百人は候半且鹿兒島の様をも一先聞こし召して  
御進發候ひて晩からと申止め奉りけれど 公敢て肯んじ

玉はず兩人が申す所理には候得共兵の習は神速をこそ貴ぶ  
なれ今予此所に猶豫すと披露せば賊徒彌勝に乗り予が屋形  
に入り代り妻子親族共に耻見せんは口惜しかるべし只一人  
なりとも鹿兒島に立ち歸り故殿の屋形の跡にて腹切らんこ  
そ本望なれ各々は思案ありて左も右も候へと仰せける蒲生  
清寛之を承りて聞きも敢へずいかでか仰せに負き候べきさ  
あらば某が所領をも打ち捨て一子にて候三郎太郎も同じく  
召具して玉はるべし何處迄も御供申さんとぞ申ける吉田清  
正も之を聞き我も左こそ候はんとて皆々馬に打乗りく其  
勢僅二十三騎 公の御供と合せて五十餘騎皆死を善道に守  
り心を金鐵に誓ひて吉田宮浦の宮脇にて御簾の手をさつと  
舉て小高き丘に打登りて向ふを遙に望み給ふ處に放下師一  
人鞆を網に褰み篠竹を腰に挿みたるに参り逢ふたり先陣の



兵立ち向て何地より来るかといへば鹿兒島よりと答ふ鹿兒島の有様はと尋ねれば鹿兒島には東福寺の古城を今の安義院の城址の御居北原三郎太郎殿梶原景家が取搆へられ麓の御衆を始として地下の町人共手々に棒扱ツマ股竹鎗などを持ちかつぎ其勢五六十人許も馳續きて籠城致し其外地下の侍町の者共追々必死になりて防ぎ戦ひ候ひし程に伊集院勢は左右なく狼藉得仕らず又北原殿より早船を下し大隅に漕渡し急を告げられたれば頓て援兵共追々に馳來り候らんされば伊集院殿は一先百騎計りにて小野原良に引かれて陳取て候なりといと細やかに申上げれば諸人も之を聞き彌勇み進んで打寄せける後々に至る迄公この放下師が事を思召出され不便の者なり何地の者なりけんと尋ね玉へども終に其蹤跡を知らざりしとかやこれ併しながら宗廟諏方大明神の御方

の兵を進めん爲の冥助とぞ申合ひけるかゝる所に小山田範清比志島氏の支族兄比志島河内守義勝が名代として陣前に馳せ參ず君御覽じて範清が是迄迎へ來る條返すべくも神妙に覺ゆるなり然れども當手の運もけふを限りとぞ思ふなる各予が陣に従ひてまた半ならぬ青年の命を早く失ひてんは痛はしくおのゝは勢強き伊集院に荷擔して末久しう後榮を期せよかしと宣へば範清聞きもあへず馬より飛下りさま帯びたる太刀を抜て焼芝を刺す事二三度軍神に誓て日士の君に疑はるゝは耻辱の第一なりこたび臣等が身の上は偏に君に任せ奉る此誓を背く者は忽ち神罰冥罰を蒙るべしと云ひも敢ず又馬に打乗り鎗を揮て先陣に進み行く又爰に跡を顧み玉へば蒲生の在家には伊集院に與せし帖佐の平山某押寄て一字も残らず焼拂ふ公は鹿兒島の生殺坂を下りて



御勢始りてあはれ  
一喜ふ



放下師鹿兒島の有様を  
物語る是旅方ゆゆの眞  
助





小山田範清焼芝を刺して  
二心を起すを神子控ふ



松尾坂にかゝり玉へと敵は早や地下町の者共に押拂はれて御手に立つ程の者一人も見えず東福寺の古城には俄の事なれば塀垣など結構ふる隙もなくあすこの樹の間此處の岩陰に木の枝竹の簽を刺したて佐多川上の御一族大寺美作長野北原某侍殿原地下町の者共 公の御親族を守護し奉りて取籠りたるに即今地下町とは清水城迄の町はないふ 公松尾坂より御旗を深山嵐に吹靡かせ龍の雲を得虎の喙を負ふ御勢を迎へ見て競ひ勇んで御馬の前に馳せ参る 公斜めならず御感悦あり是偏におのゝが忠功の致す所神明未だ當家を棄て玉はざる故とこそ覺ゆるなりとて乃て諏方大明神に参拜なされ夫れより清水城に打上りて見玉へばさしもに大廈高堂薨をならべ軒を連れし結構も一時の焦土と焼失せけるこそ淺ましけれ又構木川と惣門口の間合戦ありし跡には敵

味方の死體算を亂して更に憐を催さる又東福寺城へ上りて前の海を御覽あるに小船數艘浪穂を押切て漕來るあり此廻今福山の市なる下大隅向島邊より御加勢として援來る者共なり城中よりも狼煙を擧て御方の在所をまらせければ舟々よりはこれを見て皆濱崎へ漕着て東福寺城にぞ馳登る去る程に御勢既に上下三百餘騎にぞ及びける爰に又人數百人計り馬烟を立て馳來るあり城上より是を見て敵か味方か又帖佐平山黨が伊集院を助けてや寄來るらんと怪み見る處に法師武者一騎先陣に騎参り高らかに呼びりて清敷殿にて候なりと申も果てぬに副田左馬介副田は入來院支流なり 参謁して申す様父彈正少弼重長は先だちて菱刈に出陣し候ひぬ兄にて候者参るべく候得共負薪の病に侵され嚴寒の歩行に惱み先づ某をば参らせて候なりと申ければ 公その速に馳参ずる條尤神明

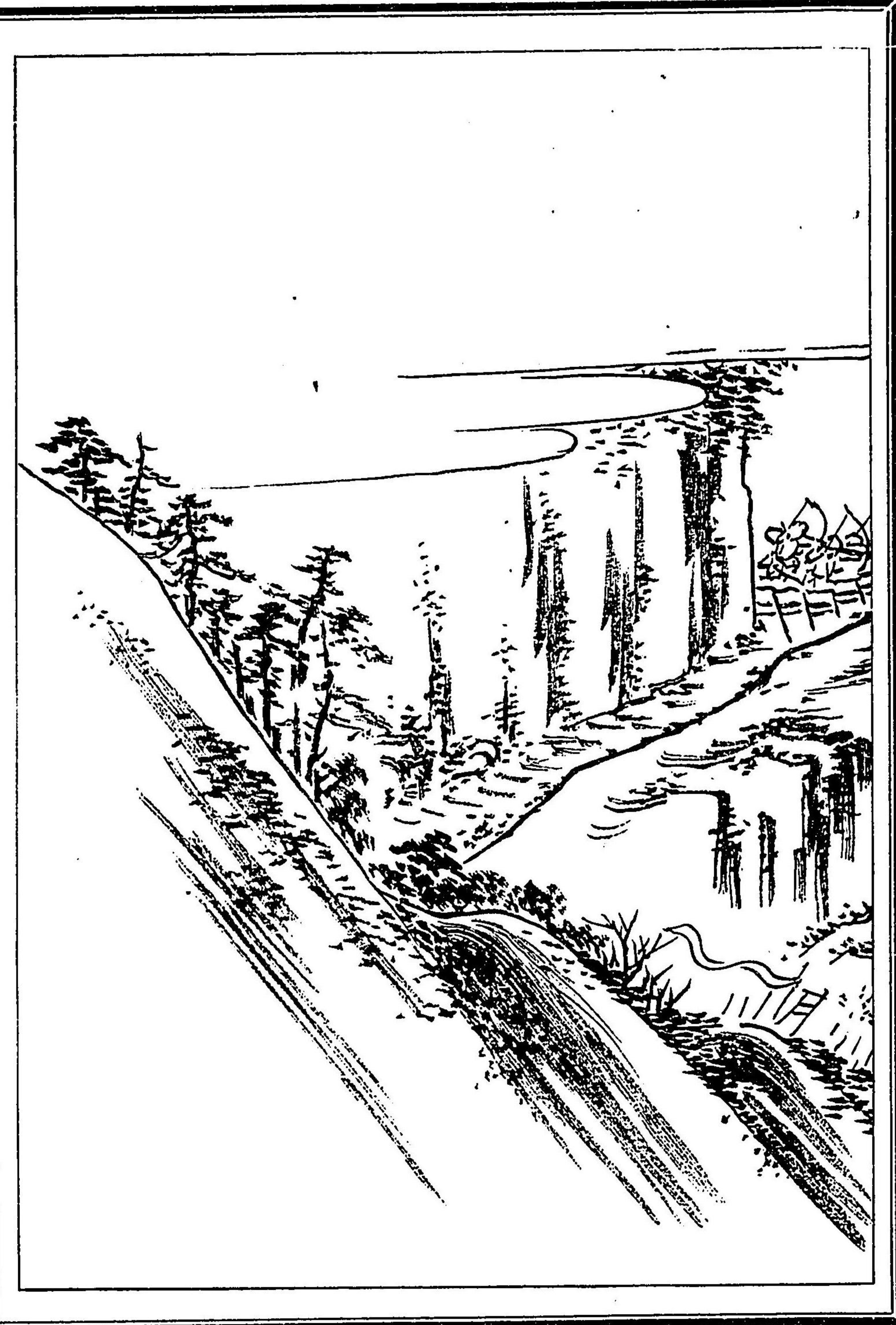


なりと副田が忠志を御感あり味方の勢は次第く<sup>く</sup>に馳加は  
 りければ十二月十二日伊集院頼久が原良の陣を攻給ふ相從  
 ふ人々には河田右衛門尉小山田伊賀之丞範清前田又四郎範  
 國を始として上町地下の者迄上下五百餘人印色四郎が坂の  
 敵を攻給ひ坂の上より聞の聲を作り掛け雨霞の一群まぐる  
 が如く矢束早く散々に射下して敵陣色めき立つを地下の  
 者共餘すな洩すな打取れと透さず棒槍にて敲き立て原良の  
 田間迄息をも休めず逐却け爰にて直に入り亂れ太刀を捨て  
 組むもあり刺し違へて墜つるもあり敵味方の旗幟東西に靡  
 き合ひ南北に馳違ひ喚き叫んで攻戦へば伊集院方には一族  
 門貫彌五郎日置肥前守弟孫太郎町田の支族土佐守直久など  
 屈竟の兵共枕を並べて討死す御方の中奈良八郎次郎町子孫島上  
 四と聞えしは奈良四郎左衛門尉宗成が弟にて地下の者の先

登に進んで伊集院の一族太田三郎四郎と引組て揉合けり太  
 田が力や勝りけん奈良遂に組伏せられ既に首を撃んとする  
 處に兄の宗成馳續て上なる太田が草摺取て引揚げ只一刺に  
 刺殺せば弟の八郎次郎は猶も大太刀を振廻して敵中に走り  
 入り當るを幸ひに斬て廻りけるに益山入道は頼久が一手の  
 大將となり軍を下知して馳來るを八郎次郎能き敵と見てけ  
 ればつと走り寄り馬より真逆様に引落し取て押へて刺んと  
 するを敵落重りて多勢が爲に討れたり今日奈良兄弟が舉動  
 比類なしと感ぜぬ者こそなかりけれ伊集院頼久は我手の士  
 卒或は討れ或は深手を負て一陣既に破れたれば殘黨固より  
 全からず况や頼久舐糠の心を挟み社稷を篡ひまつらんと企  
 みしかば天人も憤を含み御方は御大將を親とも守り奉り必  
 死を究めて戦ひし程に頼久忽に敗北して原良の陣に引籠り

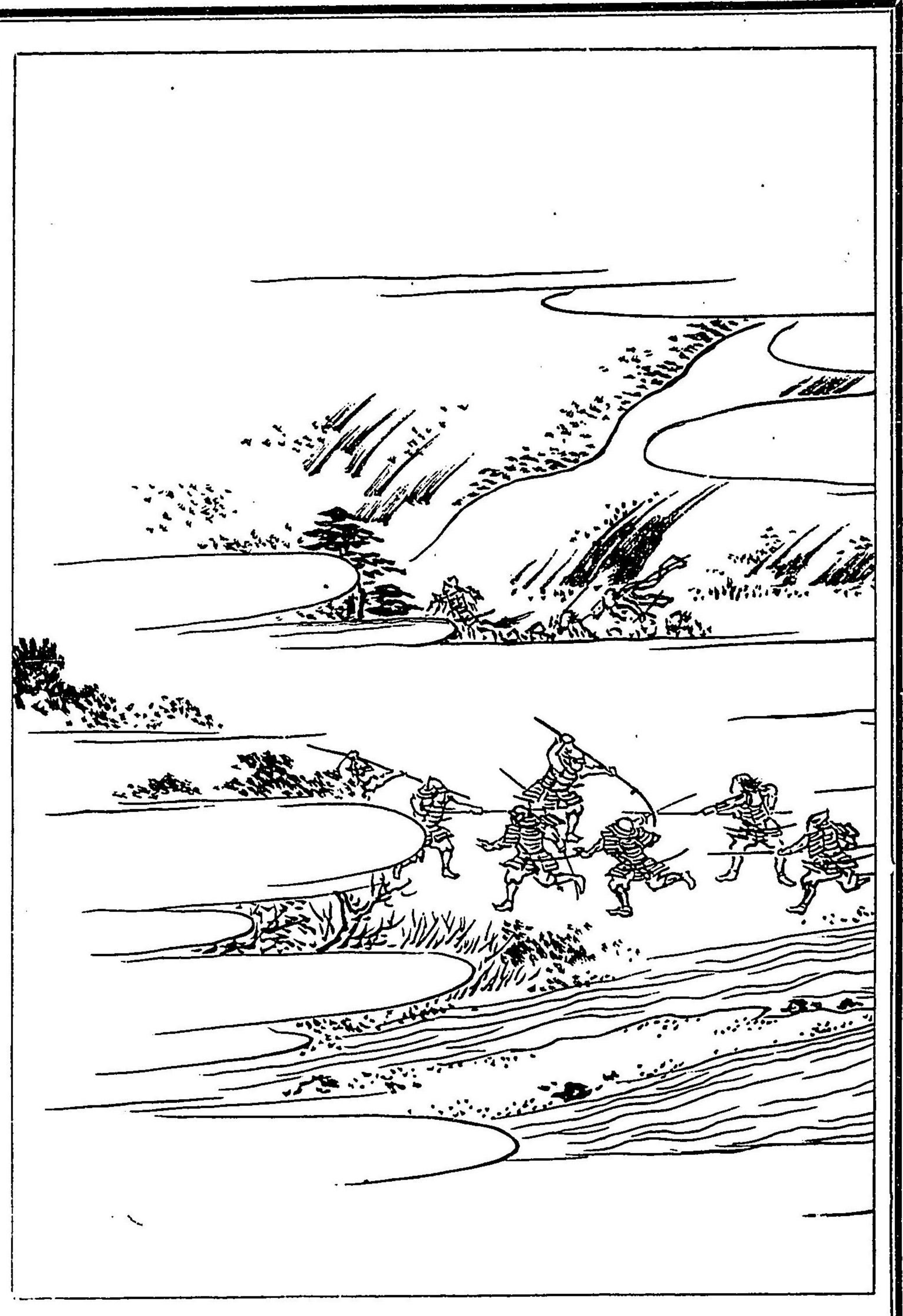
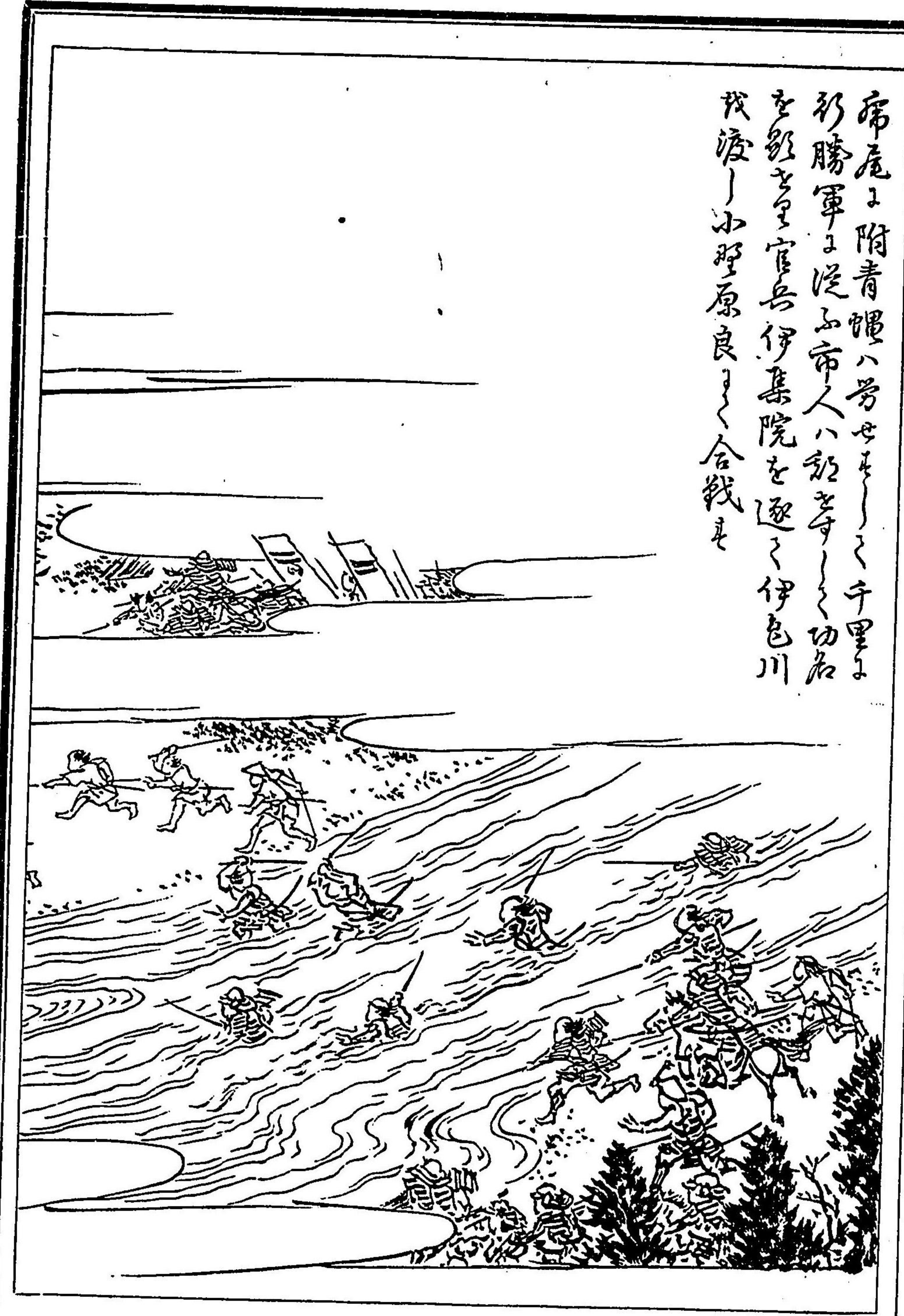


伊色四郎の迫門を官  
兵大子伊集院勢を撃  
破す





市尾に附青蠟八号七号と云ふ千里の  
初勝軍に從ふ市人の初等と云ふ切石  
を築き官兵伊集院を逐く伊色川  
我渡し小野原良と云ふ合戦也





籠中の鳥の如く遁るべき道絶へたれば既に自殺に及ばんと  
すざるを吉田美作守蒲生美濃守 義天公に申上て頼久が一  
命計りは御助給はれと頻に嘆き奉る 公伊集院は代々御當  
家に叛き参らせて不臣の企一度ならざる宿敵なれば今度渠  
が餘黨迄極め誅して累年の憤を散ずべきやと宣ひ出さるま  
かるを兩人重ねて御詫び申て今度某等が涯分の御奉公に思  
召かへて渠が命計りを救ひ給はれかし伊集院年頃日頃の強  
勢今日一日に滅亡せし事只事にあらず偏に神明佛陀彼が不  
逞を罰し給ふ所とこそ覺えて候へば行末とても渠が徒縦ひ  
再び逆意を振ひ候とて争てか諸人も思付候べきと辭を盡し  
て愁ひ訴へけるにぞ 公も兩人が今日の勳功に申かふるに  
於ては頼久が一命をば御救ひ給はるべしと御許容あり是よ  
り頼久をば伊集院の様に送り歸して蟄居させられつゝまば

しは世上も平均にて干戈の喧響止みてけり 義天公御凱陣  
座まし今度の合戦に軍功を抽てたる輩に各御感状を賜りて  
褒美せられし中に奈良四郎左衛門宗成が子孫今は上柳町に  
住居せし鮫島某が家に 公御一見状を格護しぬ其状に曰  
伊集院彈正頼久以下之兇徒等、今月十二日、催數多軍勢、押寄鹿  
兒島、及緩怠候之間、爲退治、御大將御發向之間、引負一族以下、最  
前馳參御方、於院内原之城、令合戦、抽軍忠之條、大將御見知、上吉  
田伊豆守蒲生美濃守、令見知畢、其後鹿兒島可致警固之旨、被仰  
下之間、數日、令在陣之條、軍忠ト云、警固ト云、賜御判爲備後證、粗  
言上如件

應永二十年十二月二十日

藤原宗成

承畢 御花押

高山秘區

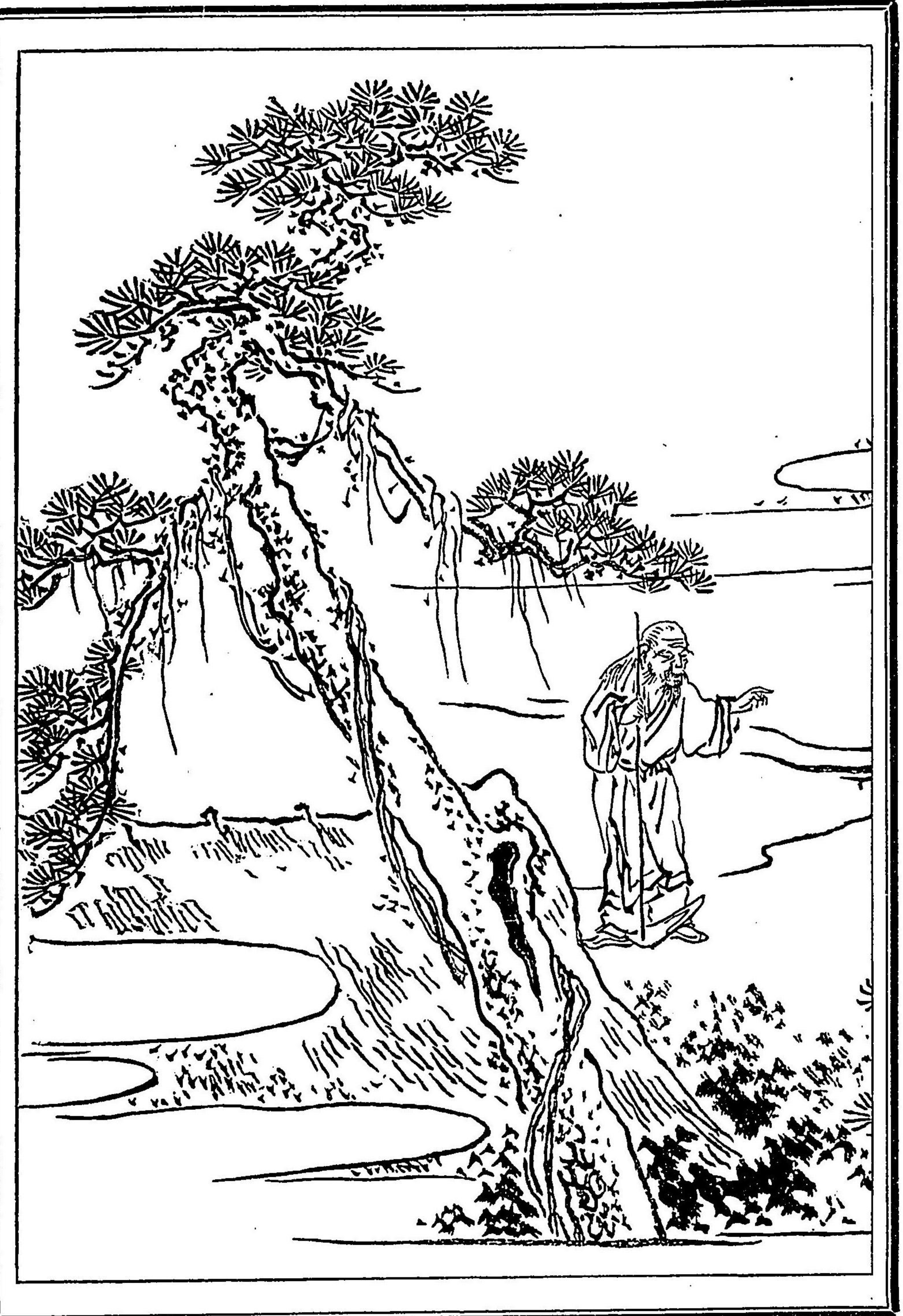


肝屬郡高山新留村に在る曹溪山瑞光寺は應永九年肝付河内守兼元が建立せし禪刹なり寛政の初め回祿の災に罹りしに  
よつて同十年戊午歳再建の營をなして近頃は持佛堂など造  
替畢りければ今の住持覺林といへる僧佛に手向花柴採りて  
んとことし五月二十八日同じ郷内後田村三石といへる山中  
に踏入り異人に遇て金柑を貰ひ來りし事あり此三石といへ  
る山は西は始良郷に續ける所にて頗る大山なり始良は國史  
には吾平山と書され神代のむかし鱸鰯草不葺合尊を葬り奉  
りし吾平山陵是なりかゝる靈蹤なれば天朝の史籍に載せら  
れ他國人も聞き傳へて好古の者は今に參詣する事ありされ  
ば此山中には神代の故跡どもおほく遺り靈顯の著しき今に  
至て世の口碑に存すさて覺林は瑞光寺の門前より細谷川を  
渡り聖和尚遺跡聖柔寺てふ末寺の後より花柴を採らんと

て三石山に攀ぢ上りけるにこの鄙には見馴れざる高殿の棟  
上げたる家居を見付けたり折節覺林喉頻りに乾きける間湯  
水貰ひてんと其宅に入りて主やあると伺ふに年長けたる翁  
一人畠に在りて田を耕へす體なれば覺林其翁に向ひ喉の渴  
きて候湯一給はれと云に翁易き事なりと吾屋に案内す其屋  
の柱を始めとし壁も疊も皆青かりしとぞさて庭際の風勢佳  
景譬ふるに物なく頃しも五月末の事なれば梅霖始て霽れあ  
がり新樹の百花朝日に開きて屋を照らし珍禽林に囀るは宛  
然流唱聲清て舞女節を趣るが如し又屋の内を覗き見れば年  
の程十四五計りと覺しき美人秀顔瑤璋を欺き玄鬢は雲霧を  
凝らし艷色眞に芙蓉に過ぎたり是や丹唇に皓齒を翳して百  
の媚ありけん巫山の神女かと疑はれすゞしの衣體自ら輕々  
して羅綺だも堪へざる姿は殆ど此世界の人とは見得ざりけ



僧の覺林仙家  
に至り





仙娘庭の金柑を  
多行くと見せし  
興ふ





り去れば覺林大に心を動かし是蓋し山谷の人天下萬物を輕んじて獨住する所にあらざれば實に神仙の秘區にこそと打驚きて心もたどくしく手足もふるふばかりながら何がな家づとに持歸りかゝる奇妙の地に至りける證據に物せんと見廻すに家の軒涯の金柑枝毎に成實纍々したるが黄金なす色の熟たるを見付けぬ覺林翁に打向ひ少許を惠み給ひてんやといへば翁なにしに少許と望まるゝ唯勝手に折採れよといはれければ下枝の方の金柑を手してちぎり取り双の袂に投げるを内より美人立出て成實の多きを枝もたわゝに手折しついと過分に與へられし程に是は辱なしと押戴き暇申て歸らんとす時に翁曰客僧は正道の御坊なれば爰に到る事を得たり他人に努々語るべからず又今は寺の修覆に隙なしとも時々な忘れぞ又も訪ひ來べしといと慇懃に別をなして此

家を立出づれば間もなくもとの聖柔寺の山涯なりさておのが住處瑞光寺に立歸れば日已に西山に春けり瑞光寺には造立の最中なれば普請見廻り野本八太郎を始めとし大工人夫ども多人數相屯居し覺林和尚は何地にか落行きぬらん歸錫の遅きは不審と欠して待ちまうけたるに覺林歸り來りてけふは不思議なる仙境に行合ひ云々の人に知遇してこの金柑を貰ひしと示せば右の人々奇異の想ひをなして走寄りくこれを弄廻して見ておのくその金柑を分け貰ひ即座に嘗み食ふもあり又珍らしとて懷にするもあり又此時同郷宮下村東禪寺の住持も來り居りしが此始末を見聞て扱て扱て覺林和尚は御縁に逢はれたり拙僧先年聖柔寺に住職の時一日三石山に入りしが異人棒をもて予を追掛けたる事あり是迄は堅く箝て口外を致さず心に恐れをなし居つるに只人



覺林仙家の金柑  
を我寺に持帰り大  
工に示す



覺林の住持瑞  
光寺造立



真の金柑



にあらざる歟と始めて語り出して疑ひけるこの翌日やつこが友村田經倫此郷に勤成したるにきのふは覺林が不思議の所に到りける由を宿の主物語りす經倫訪ひ行て其實否聞届けなんと伊東嘉太郎守屋新藏内浦直次郎などいへる郷役共を召列れて瑞光寺に至り覺林に昨日の始末を聞けば箇様くとその金柑を出しぬ經倫も實しからず其金柑を貰ひて本府に贈り覺林亦便りして福昌寺にも遣はしその残りやば枝ながら寺中に挿置きたるにいく程なく都て見失ひけるこの覺林といへる出家は元來は琉球の濟家宗至ての正直漢にて始め黒衣の時より瑞光寺の住持に撰ばれ今は色衣になりて猶存在す常にうきたる事いはぬ性質と物語れりむかし垂仁天皇の御宇田道間守をして非時の香の菓を求めさせ給ひし時田道間守常世國に往て橘八竿八掛を求め歸りたり因

て橘をたちばなと名づくるは田道花てふ義なりと見えたり新井白石の書きたる物にはこの常世國は朝鮮耽羅國の事ならん朝鮮國にては只耽羅國のみ橘ありて朝鮮には此物なしといひしかどいにしへ常世國とあるは絶域外國の泛稱なれば強耽羅國とも究めがたし世の人所謂神仙の秘區に往て歸る者かならず時ならざる蜜柑大柑の屬を獲て持ち歸るといふ事世の通語なり覺林が五月二十八日山に入て熟わたる金柑を得たる是則ち非時の香菓なればむかし語りの橘も必ず神仙の秘區より獲てしもの歟夫れ木集の歌に「常世より香來の木の実を移し植て山ほとゝぎす時しくもなく時しくとは時ならんと云事なり又是より前年頼娃長左衛門といへるが此郷へ巡警吏となりて來り一日鬻夫を召列れて三石山に到りしに深く立入りける爰に桐樹數百株籜の如く立ちならび



大なるは棟たてのふとさ計りなり長左衛門あきれ見て扱てく見事なる桐の樹かな此所は御物の御封山みすゑなるやと問ふに供の夫いや桐の御立山は承はず僕なんどもかゝる桐の樹の數多なるは初て見候ひしと驚きぬ長左衛門さらば一本伐てとんこつ桐を以て名作れなんど作りてんとて中程の桐を伐て幾箇にもこばめつゝ旅宿へ持歸り内々にて郷役共に三石山にはかゝる桐樹山有りやなしやを問ふに未曾有の事也と皆々訝りその明日又々三石山に所の者共數多人列れ立ちて其桐樹ありし山中を偏く覓探りしかども桐に似たる木さへ見當らざりしとぞこの三石山はこれにかぎらず奇異靈現の事様々おほし

川邊鬼穴并狸魅

又同郷新留村石ヶ崎といへる所に宮の城足輕大山勘左衛門

といへるが寓居しぬ勘左衛門壯年の頃高山の花村に千町田門の長左衛門といへるに知音よびなて周旋しゆせんせり長左衛門にお松とてことし十八公の榮花の盛り色容閑雅けんぎやに生れ付て鄙野の女子とも見えぬを持てり勘左衛門折にふれ人まらず云ひ寄りけれども松は操たゞしく眞葛が原の風吹かば雪折るべしとは見えざりけり或夜勘左衛門深更迄長左衛門が家に談話して酒のみあがり何となくお松に風流ふうりゆうごといひて歸り路田中の細道を通る所にお松が聲して勘さまくと二こゑ呼はる勘左衛門は惘然ぼうぜんと思ひ詰むるお松が聲なればおつと胸とゞるき立ち歸るにお松逃出んとする袖を引て年頃日ごろ我胸の火むらを焦させるはと戯弄あそびむとす薄月夜に折節空搔陰かきかげりお松ふりかへりて莞爾わんじやくと笑ひたる面を見ればお松が清かなる顔にはあらでいなと人に似す手を握るに毛深く覺えけれ



大山何の田中の細道  
女子の瓶持とまの初巻





娘を殺しと死骸を改り  
古裡より子孫をたたり



やうく  
あつち





ば此時勘左衛門始めてこゝる正念に立かへりおのれ吾妄相  
を見すかしたる憎さよと拔打さまに女が横胴をはらひけれ  
ば深草の中にだうと切こみたりさるにても人畜の間覺束な  
くて心安からず右の長左衛門所へ復び立戻り炬松を呉れよ  
と呼ぶ其語音常ならねば長左衛門家内共あやしみ何事ばし  
なし、やと問はれまかゞの由を云ひ聞かせたり長左衛門  
を始として子供など列れ立ちてその草叢を改め視れば幾年  
經しとも知れぬ老狸眞二になり右の手に瓢箪を執て斃居た  
り一説に脚を勘左衛門も始めて臍落して息をつき流しぬ  
狸の人を魅す事は關東には間々聞及びて西國にては狐こそ  
妖をなすにこの肝屬隈には狸の化物多しとぞ又鹿兒島都曇  
答臘に蛇穴といふ長二丈餘の穴二あり里人の説には是狸の  
定穴なりといひ傳ふ去らばむかしは此處は深山の中にて狸

の住屋ならんさるを青木敦書といへる人始め卑賤の時隠シ  
目付となりて本府に旅寓し後に巡見使を奉じて再び本藩に  
來りこの蛇の穴を見て智井なりといはれし事昆陽漫錄に載  
せたり又河邊郡川邊郷高田村別府といへる所にも窟の洞あ  
り其穴八大小等しからず土人相傳へて鬼穴といふ其穴の入  
口高さ一間三尺計り横四間三尺餘深さ五間許その内に小き  
穴は其深さを測りがたし又鬼の角の跡とて小き穴凡て六あり  
二は深さ二間許り二は一間許りその餘の二は跡のみ在て埋  
れぬ此鬼の穴山田郷善積寺にあり西に當ては八町許にあり  
土人或は是毒蛇の住める所なるを善積寺の開山正兼和尚が  
座禪の功により此毒蛇得脱せしとも又一説には昔盜賊の穴  
居せし窟といひ傳ふ今按に此窟を鬼穴と稱ふるより考ふれ  
ば大むかし巢に棲み穴に住ひし時盜賊の潜匿なりし事著る



川邊鬼  
の穴



口北  
向

備前國  
備前郡  
備前縣  
備前縣

下の水は窟  
の中より流  
き



備前國  
備前郡  
備前縣



し凡本邦のいにしへは外夷逆賊の類を凡て鬼と稱へたり神代はいふに及ばず欽明紀に瀟嶼人を鬼魅なりといひ又後の世にも弘安四年蒙古の異賊入犯と大江山の酒吞童子が黨を皆鬼面に畫きしが如し又保元の亂に八郎爲朝琉球へ到られしをば鬼島へ渡れりといひ傳へ其島人も鬼の様に畫きたり是むかし南島の事を鬼が島とも又鬼界とも稱したる證據なり又桓武の御宇韃靼人伊勢國洞津に入寇して鈴鹿山迄襲ひ來しを坂上田村麿に命じて伐しめられたり是も謠本などには鈴鹿山の鬼神と作りなし其圖を畫けるにも蒙古の賊と同じく鬼の面に書きなせる類いくらもある事なり今川邊の鬼穴も盜賊の栖居せし所といひ傳へ俗に鬼の穴と唱ふことは皆むかしの諺に因れる所にて彼正兼和尚が座禪などにてはなかく立ち去るべきいはれなし近頃上祇園社の東に今の

築地辨財天祠ありし時その後博智穴とて窟ありけるを盜賊乞兒の隠れ所となるの厄害ありとてその穴の口を塞がれたりかゝる所世に多かりぬ

無手足人書字製器

薩の泉郡莫禰の名は延喜式に見えたれば舊より聞えたり能因が歌枕に母子島とあるは此邑の大島子島の事なりとぞ其島西の海原に離立してもろこしの月影迄を待とりて風もすゞしくすめる眞沙地と詠ぜしはこゝなるべく菊海苔水松鶏冠菜石澤明海弱芽など皆こゝに生る名産なり同じ所の西田村飛松門に生れながらにして手なく足なき者ありその父傳右衛門といふ鋸匠を業とし生活しぬるが家極て貧しく朝三暮四の營みも心に任せず暮しける頃は天明二年寅四月の事なり傳右衛門は稼の爲に他行せし跡にその妻の子うみぬる



夫傳右衛門の外  
より戻りて来る



隣婆會洲の血の  
薬を拵く馳行く

阿久根の女は是出生  
その母産子難むを醫  
薬介抱む





双なき難産にてぞありける凡血くるひ眩めき命あるべしとも覺えねば近隣の男女薬粥など調へて懐きすくめて介抱し漸く一夜を明かせりその明朝に夫傳右衛門思ひ掛なく歸り來る妻それがしは十死一生と云て看病人取廻しぬれば傳右衛門人々に介抱の勞を謝し扱生れし子は男か女かと云に人々男女とも見もせず漸く産おとされて母の命取らるべく成りぬるまゝそこに藁にかひ裹て捨置きたりと云ふ傳右衛門吾子と云ふ愛念忍ばれずそれはと取擧げ見れば左右の手の腕の先はなく左右の足も亦膝節より下は打切たるやうにて共になかりければ集りし人々も大に驚き見てかゝる片輪者を活かし置かば其身の耻のみならず親たちも面汚しいつそ育てぬがよかるべしといふに此傳右衛門血氣者にて云様我この年迄男の子まうけず其上お身達が知る通り朝夕に木挽

して骨折すれど夫婦の口だも給はぬ貧乏を受けながらかゝる不具の子さへ生れ來る事は天道にも見捨てられしか罪なくして辛き目見るこそ薄情けれ今更此の子を育てずば傳右衛門こそ手足なき子を生て殺せしなど唱へられんむは却て口惜かるべしと云て取揚げ湯などあびせつゝ名を傳五郎と名付て育てぬ母も産の難にて乳さへ垂れずやうやく餵など含ませて養ひけるに此子最健に成長し後は心ざま人より増さり怜利てことし文化九年三十一歳迄病もなく成長ぬ傳五郎が平生の技左のごとし

一 筆算并に書を書申候但筆の取様軸を口に銜へ左右の臂にてはさみ書申候

一 鳥籠の細工いたし候此細工第一得手にて竹を削るにまづ破竹を口に銜み先を盤にあて長き柄の小刀を左の脇



に挟み削り候

一 紙入及び煙草入類又縫針をいたし候但針を口にくはへ  
或は衣類に立ておき糸を貫し縫ふには針を膝におき手  
の甲にておさへ膝の上にてにじり縫ひ候

一 掛表の裱繕并襖障子屏風の張方皆達者にいたし候

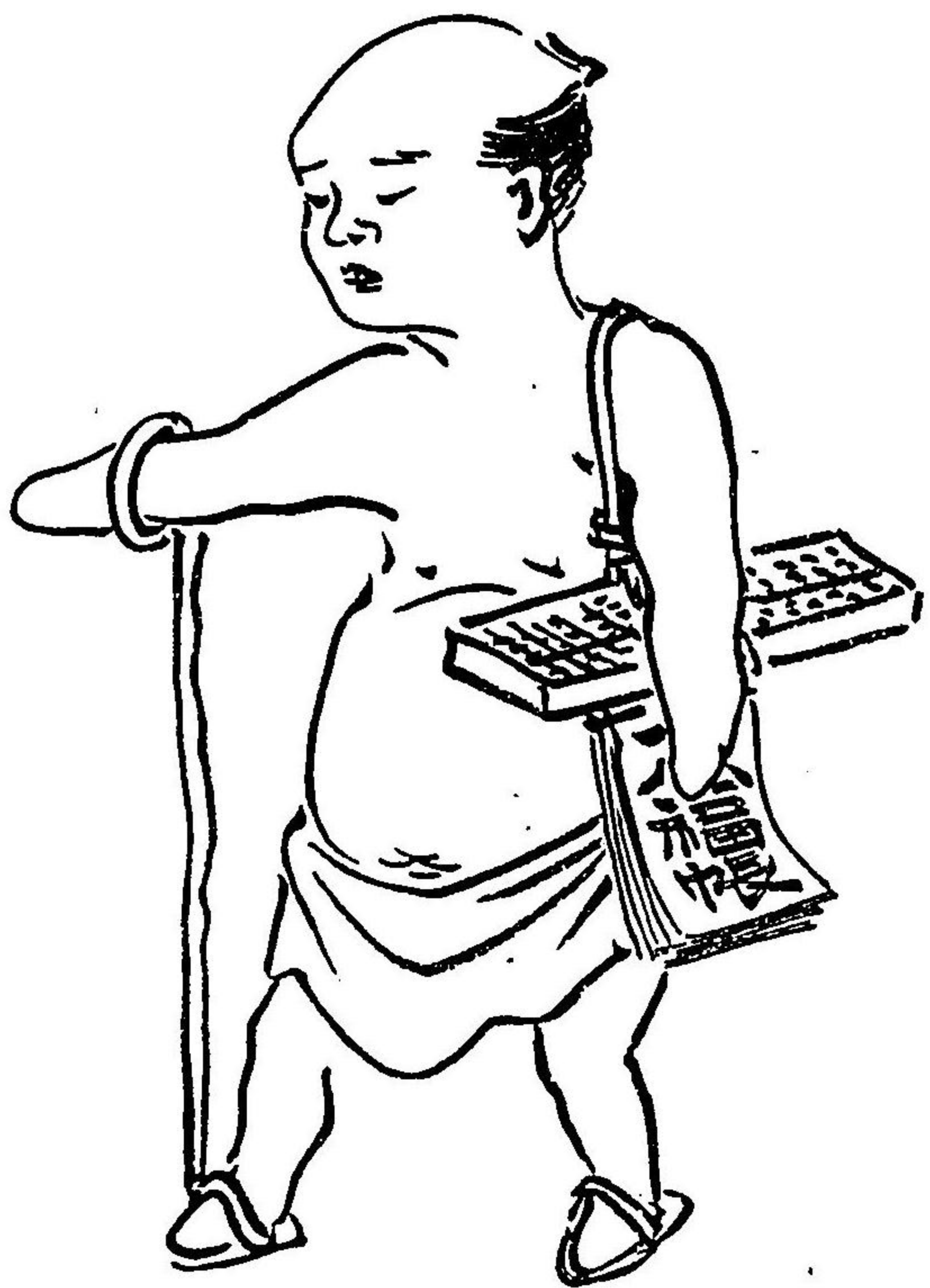
一 團扇を作り候

一 釣緝をひねり候

一 道を行く事一里計りは歩み候常に枝ある樹を杖としそ  
の枝を捲て輪にし小ぶしを貫き杖といたし候

唐段成酉陽雜俎云大曆中東都天津橋有乞兒無兩手以右足夾  
筆寫經乞錢欲書時先再三擲筆高尺餘未嘗失落書跡官楷手書  
不如也谷饗續集曰今京師有一婦人年四十餘全無兩臂又雙肩  
如削循行衢道求丐爲事每梳頭髮右足夾櫛左足縮髮及繫衣浣

阿久根の冬自是人傳五郎  
木の枝を捲て臂に夾む筆  
算子行て或時夜廻り人  
らき咄り時府府巡警を  
れは行をひ水席を〜んと  
大に驚き殆ど殺さんとを傳  
五郎漸く化物にいつと陳  
一僅に死を免き〜あり





是は是人志籠を作し竹を  
削る所の足つみより下を  
はまかりたる時程一寸法師の  
如く兩國橋の邊より



面亦如之其輕捷穩便與有手無異人多擲錢贈之亟伸足取貫章  
繩之上畧無凝滯予爲兒時見之雖出處不定將一紀而豐凶寒暑  
彼且無恙又段成式云景德中因事到岳州曾見一婦人無兩臂但  
用兩足刺繡鞋片織緞與巧手相如服飾頗潔而止之處觀者如堵  
人競以錢投之意有無徒之人手足具完且不能自養乃甘死溝壑  
是其手臂反不如此二婦人足也悲夫引以驗成式之言知不誣云  
又客年江戸神明前の看物に無手の人字を書き髪を結び杯す  
るあるを觀し事の候へば和漢共に無手にて人並に物するは  
珍らしからず今傳五郎が如く手もなく足もなくして人並に  
ものかき細工せるは未だ見ざる處なり扱傳右衛門はこの傳  
五郎を設けしより日に増しおもはざる富める事の幸を得て  
傳五郎はまたおのが細工の備賃にて頗る錢持となり手足に  
ちかひ人道は並々より長くたち勝り陰に直を與へて樂むと



語れり人の命は氣を以て動作ものなれば縦ひ十の指はなくともこゝろさへ能く利たればおもふ様に事は出来るものなるべし世に劍槍の業達者に使ひけるをむかしは手利と云もの、教に手の利たるあり足の利たるあり目の利たるあり三もの利たるより心の利たるがよしと見えれば一身の主宰となるこゝろさへ能く利ぬれば手足はそれにつれて能くつけ廻る事違ひなし書史會要筆法云心能御手手能使筆則法在其中矣然らば則字を書するも心にあり況や戰場に臨み大將の士卒を使ふに三軍をして己が一身の手足を運動するが如くなれば天下に敵なし故に平生の時に君主の百官を使ひ萬民を御するも亦唯一心の樞機にありといへり事に大小あれどもその理は皆同じかるべし

倭文麻環卷之六終

146  
6  
223



